

## 第5回（3月）定例会提案事件表（追1）

- 1 議案第125号 西宮市一般職員の給与に関する条例及び西宮市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 2 議案第126号 西宮市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 3 議案第127号 西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例制定の件
- 4 議案第128号 市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例等の一部を改正する条例制定の件
- 5 議案第129号 西宮市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 6 議案第130号 西宮市国民健康保険条例制定の件
- 7 議案第131号 西宮市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例制定の件
- 8 議案第132号 西宮市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 9 議案第133号 西宮市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例制定の件
- 10 議案第134号 西宮市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件
- 11 議案第135号 西宮市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件
- 12 議案第136号 西宮市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 13 議案第137号 西宮市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 14 議案第138号 西宮市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 15 議案第139号 西宮市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定の件
- 16 議案第140号 西宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件
- 17 議案第141号 西宮市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定の件
- 18 議案第142号 西宮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件

- 19 議案第 1 4 3 号 西宮市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件
- 20 議案第 1 4 4 号 西宮市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 21 議案第 1 4 5 号 西宮市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定の件
- 22 議案第 1 4 6 号 西宮市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定の件
- 23 議案第 1 4 7 号 西宮市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例制定の件
- 24 議案第 1 4 8 号 西宮市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件
- 25 議案第 1 4 9 号 西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 26 議案第 1 5 0 号 西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 27 議案第 1 5 1 号 西宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 28 議案第 1 5 2 号 西宮市認定こども園の認定等の要件を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 29 議案第 1 5 3 号 西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

別冊

- 30 議案第 1 5 4 号 令和 5 年度西宮市一般会計補正予算（第 8 号）
- 31 議案第 1 5 5 号 令和 5 年度西宮市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 32 議案第 1 5 6 号 令和 5 年度西宮市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 33 議案第 1 5 7 号 令和 5 年度西宮市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 34 議案第 1 5 8 号 令和 5 年度西宮市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 35 議案第 1 5 9 号 令和 5 年度西宮市工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 36 議案第 1 6 0 号 令和 5 年度西宮市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 37 議案第 1 6 1 号 令和 5 年度西宮市病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 38 議案第 1 6 2 号 令和 6 年度西宮市一般会計補正予算（第 1 号）
- 39 議案第 1 6 3 号 令和 6 年度西宮市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 40 議案第 1 6 4 号 令和 6 年度西宮市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 41 議案第 1 6 5 号 令和 6 年度西宮市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 42 議案第 1 6 6 号 令和 6 年度西宮市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 43 議案第 1 6 7 号 令和 6 年度西宮市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 44 議案第 1 6 8 号 令和 6 年度西宮市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

- 45 議案第169号 令和6年度西宮市病院事業会計補正予算(第1号)
- 46 議案第170号 工事請負契約締結の件(青葉台緑地急傾斜地崩壊対策工事)
- 47 議案第171号 工事請負契約変更の件(瓦木中学校校舎改築他工事)
- 48 議案第172号 工事請負契約変更の件(甲武中学校長寿命化改修他工事)

西宮市一般職員の給与に関する条例及び西宮市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市一般職員の給与に関する条例及び西宮市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 6 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市一般職員の給与に関する条例及び西宮市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(西宮市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 西宮市一般職員の給与に関する条例(昭和 2 6 年西宮市条例第 5 4 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 を次のように改める。

(住居手当)

第 8 条の 3 住居手当は、世帯主(これに準ずる者を含む。)である職員に支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 自ら居住するための住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃を支払っている職員

(これに準ずる者を含む。) 1 4, 0 0 0 円

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 6, 0 0 0 円

3 前 2 項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第18条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の67.5」を「100分の68.75」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の100」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の48.75」に改める。

附則に次の3項を加える。

47 令和5年12月に支給する期末手当に関する第18条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の68.75」とあるのは「100分の70」とする。

48 令和5年12月に支給する勤勉手当に関する第19条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、同項第2号中「100分の48.75」とあるのは「100分の50」とする。

49 令和6年4月1日から同年12月31日までの間、職員（次に掲げる者に限る。）の給料月額は、別表第1、別表第3又は別表第4に規定する額（附則第32項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定により読み替えられた額）を、当該額に100分の95を乗じて得た額（当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあつては、当該額にその者の1週間当たりの勤務時間を勤務条件条例第2条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）に読み替えるものとする。ただし、西宮市職員退職手当支給条例第3条から第6条の3まで、第6条の5及び第8条の規定の適用については、この限りでない。

- (1) 別表第1の7級に決定されている職員であつて、危機管理監、局長、担当理事、事務局長、教育次長又は理事の役職名を有するもの
- (2) 別表第3の7級に決定されている職員であつて、消防長の役職名を有するもの
- (3) 別表第4ア教育職給料表（1）の5級に決定されている職員であつて、教育次長又は理事の役職名を有するもの

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1(第5条関係)  
行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年	1号給	164,500円	215,000円	237,400円	284,500円	331,000円	395,000円	351,100円
前年	2号給	165,500	216,400	238,900	286,400	333,500	397,300	352,200
任用	3号給	166,500	217,800	240,400	288,300	335,000	399,600	353,400
任用	4号給	167,500	219,200	241,900	290,200	336,500	401,900	354,600
任用	5号給	168,500	220,600	243,400	292,100	338,000	404,200	355,800
任用	6号給	169,500	222,000	244,900	294,000	339,500	406,500	357,000
前年	7号給	170,500	223,400	246,400	295,800	341,000	408,800	358,200
前年	8号給	171,500	224,800	247,900	297,600	342,500	411,100	359,400
前年	9号給	172,500	226,200	249,400	299,500	344,000	413,400	360,600
前年	10号給	173,500	227,600	250,900	301,400	345,500	415,700	361,800
前年	11号給	174,500	229,000	252,400	303,300	347,000	418,000	363,000
前年	12号給	175,500	230,400	253,900	305,200	348,500	420,300	364,200
前年	13号給	176,500	231,800	255,400	307,100	350,000	422,600	365,400
前年	14号給	177,500	233,200	256,900	309,000	351,500	424,900	366,600
前年	15号給	178,500	234,600	258,400	310,900	353,000	427,200	367,800
前年	16号給	179,500	236,000	259,900	312,800	354,500	429,500	369,000
前年	17号給	180,500	237,400	261,400	314,700	356,000	431,800	370,200
前年	18号給	181,500	238,800	262,900	316,600	357,500	434,100	371,400
前年	19号給	182,500	240,200	264,400	318,500	359,000	436,400	372,600
前年	20号給	183,500	241,600	265,900	320,400	360,500	438,700	373,800
前年	21号給	184,500	243,000	267,400	322,300	362,000	441,000	375,000
前年	22号給	185,500	244,400	268,900	324,200	363,500	443,300	376,200
前年	23号給	186,500	245,800	270,400	326,100	365,000	445,600	377,400
前年	24号給	187,500	247,200	271,900	328,000	366,500	447,900	378,600
前年	25号給	188,500	248,600	273,400	329,900	368,000	450,200	379,800
前年	26号給	189,500	250,000	274,900	331,800	369,500	452,500	381,000
前年	27号給	190,500	251,400	276,400	333,700	371,000	454,800	382,200
前年	28号給	191,500	252,800	277,900	335,600	372,500	457,100	383,400
前年	29号給	192,500	254,200	279,400	337,500	374,000	459,400	384,600
前年	30号給	193,500	255,600	280,900	339,400	375,500	461,700	385,800
前年	31号給	194,500	257,000	282,400	341,300	377,000	464,000	387,000
前年	32号給	195,500	258,400	283,900	343,200	378,500	466,300	388,200
前年	33号給	196,500	259,800	285,400	345,100	380,000	468,600	389,400
前年	34号給	197,500	261,200	286,900	347,000	381,500	470,900	390,600
前年	35号給	198,500	262,600	288,400	348,900	383,000	473,200	391,800
前年	36号給	199,500	264,000	289,900	350,800	384,500	475,500	393,000
前年	37号給	200,500	265,400	291,400	352,700	386,000	477,800	394,200
前年	38号給	201,500	266,800	292,900	354,600	387,500	480,100	395,400
前年	39号給	202,500	268,200	294,400	356,500	389,000	482,400	396,600
前年	40号給	203,500	269,600	295,900	358,400	390,500	484,700	397,800
前年	41号給	204,500	271,000	297,400	360,300	392,000	487,000	399,000
前年	42号給	205,500	272,400	298,900	362,200	393,500	489,300	400,200
前年	43号給	206,500	273,800	300,400	364,100	395,000	491,600	401,400
前年	44号給	207,500	275,200	301,900	366,000	396,500	493,900	402,600
前年	45号給	208,500	276,600	303,400	367,900	398,000	496,200	403,800
前年	46号給	209,500	278,000	304,900	369,800	399,500	498,500	405,000
前年	47号給	210,500	279,400	306,400	371,700	401,000	500,800	406,200
前年	48号給	211,500	280,800	307,900	373,600	402,500	503,100	407,400
前年	49号給	212,500	282,200	309,400	375,500	404,000	505,400	408,600
前年	50号給	213,500	283,600	310,900	377,400	405,500	507,700	409,800
前年	51号給	214,500	285,000	312,400	379,300	407,000	510,000	411,000
前年	52号給	215,500	286,400	313,900	381,200	408,500	512,300	412,200
前年	53号給	216,500	287,800	315,400	383,100	410,000	514,600	413,400
前年	54号給	217,500	289,200	316,900	385,000	411,500	516,900	414,600
前年	55号給	218,500	290,600	318,400	386,900	413,000	519,200	415,800
前年	56号給	219,500	292,000	319,900	388,800	414,500	521,500	417,000
前年	57号給	220,500	293,400	321,400	390,700	416,000	523,800	418,200
前年	58号給	221,500	294,800	322,900	392,600	417,500	526,100	419,400
前年	59号給	222,500	296,200	324,400	394,500	419,000	528,400	420,600
前年	60号給	223,500	297,600	325,900	396,400	420,500	530,700	421,800
前年	61号給	224,500	299,000	327,400	398,300	422,000	533,000	423,000
前年	62号給	225,500	300,400	328,900	400,200	423,500	535,300	424,200
前年	63号給	226,500	301,800	330,400	402,100	425,000	537,600	425,400
前年	64号給	227,500	303,200	331,900	404,000	426,500	539,900	426,600
前年	65号給	228,500	304,600	333,400	405,900	428,000	542,200	427,800
前年	66号給	229,500	306,000	334,900	407,800	429,500	544,500	429,000
前年	67号給	230,500	307,400	336,400	409,700	431,000	546,800	430,200
前年	68号給	231,500	308,800	337,900	411,600	432,500	549,100	431,400
前年	69号給	232,500	310,200	339,400	413,500	434,000	551,400	432,600
前年	70号給	233,500	311,600	340,900	415,400	435,500	553,700	433,800
前年	71号給	234,500	313,000	342,400	417,300	437,000	556,000	435,000
前年	72号給	235,500	314,400	343,900	419,200	438,500	558,300	436,200
前年	73号給	236,500	315,800	345,400	421,100	440,000	560,600	437,400
前年	74号給	237,500	317,200	346,900	423,000	441,500	562,900	438,600
前年	75号給	238,500	318,600	348,400	424,900	443,000	565,200	439,800
前年	76号給	239,500	320,000	349,900	426,800	444,500	567,500	441,000
前年	77号給	240,500	321,400	351,400	428,700	446,000	569,800	442,200
前年	78号給	241,500	322,800	352,900	430,600	447,500	572,100	443,400
前年	79号給	242,500	324,200	354,400	432,500	449,000	574,400	444,600
前年	80号給	243,500	325,600	355,900	434,400	450,500	576,700	445,800
前年	81号給	244,500	327,000	357,400	436,300	452,000	579,000	447,000
前年	82号給	245,500	328,400	358,900	438,200	453,500	581,300	448,200
前年	83号給	246,500	329,800	360,400	440,100	455,000	583,600	449,400
前年	84号給	247,500	331,200	361,900	442,000	456,500	585,900	450,600
前年	85号給	248,500	332,600	363,400	443,900	458,000	588,200	451,800
前年	86号給	249,500	334,000	364,900	445,800	459,500	590,500	453,000
前年	87号給	250,500	335,400	366,400	447,700	461,000	592,800	454,200
前年	88号給	251,500	336,800	367,900	449,600	462,500	595,100	455,400
前年	89号給	252,500	338,200	369,400	451,500	464,000	597,400	456,600
前年	90号給	253,500	339,600	370,900	453,400	465,500	599,700	457,800
前年	91号給	254,500	341,000	372,400	455,300	467,000	602,000	459,000
前年	92号給	255,500	342,400	373,900	457,200	468,500	604,300	460,200
前年	93号給	256,500	343,800	375,400	459,100	470,000	606,600	461,400
前年	94号給	257,500	345,200	376,900	461,000	471,500	608,900	462,600
前年	95号給	258,500	346,600	378,400	462,900	473,000	611,200	463,800
前年	96号給	259,500	348,000	379,900	464,800	474,500	613,500	465,000
前年	97号給	260,500	349,400	381,400	466,700	476,000	615,800	466,200
前年	98号給	261,500	350,800	382,900	468,600	477,500	618,100	467,400
前年	99号給	262,500	352,200	384,400	470,500	479,000	620,400	468,600
前年	100号給	263,500	353,600	385,900	472,400	480,500	622,700	469,800
前年	101号給	264,500	355,000	387,400	474,300	482,000	625,000	471,000
前年	102号給	265,500	356,400	388,900	476,200	483,500	627,300	472,200
前年	103号給	266,500	357,800	390,400	478,100	485,000	629,600	473,400
前年	104号給	267,500	359,200	391,900	480,000	486,500	631,900	474,600
前年	105号給	268,500	360,600	393,400	481,900	488,000	634,200	475,800
前年	106号給	269,500	362,000	394,900	483,800	489,500	636,500	477,000
前年	107号給	270,500	363,400	396,400	485,700	491,000	638,800	478,200
前年	108号給	271,500	364,800	397,900	487,600	492,500	641,100	479,400
前年	109号給	272,500	366,200	399,400	489,500	494,000	643,400	480,600
前年	110号給	273,500	367,600	400,900	491,400	495,500	645,700	481,800
前年	111号給	274,500	369,000	402,400	493,300	497,000	648,000	483,000
前年	112号給	275,500	370,400	403,900	495,200	498,500	650,300	484,200
前年	113号給	276,500	371,800	405,400	497,100	500,000	652,600	485,400
前年	114号給	277,500	373,200	406,900	499,000	501,500	654,900	486,600
前年	115号給	278,500	374,600	408,400	500,900	503,000	657,200	487,800
前年	116号給	279,500	3					

別表第2(第5条関係)  
医療職給料表  
了 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級				
	号 給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前	1号給	268,400円	318,100円	381,600円	476,100円
前年	2号給	271,000円	320,100円	384,000円	478,600円
任	3号給	273,600円	322,100円	386,400円	481,100円
任	4号給	276,200円	324,100円	388,800円	483,600円
任	5号給	278,800円	326,100円	391,300円	486,200円
任	6号給	281,400円	328,100円	393,800円	488,700円
任	7号給	284,000円	330,100円	396,300円	491,200円
任	8号給	286,600円	332,100円	398,800円	493,700円
任	9号給	289,200円	334,100円	401,400円	496,300円
任	10号給	291,800円	336,100円	404,000円	498,900円
任	11号給	294,400円	338,100円	406,600円	501,500円
任	12号給	297,000円	340,100円	409,200円	503,500円
任	13号給	299,200円	342,200円	412,300円	505,900円
任	14号給	301,500円	344,300円	415,300円	508,300円
任	15号給	303,800円	346,400円	418,100円	510,700円
任	16号給	306,100円	348,500円	420,900円	513,100円
任	17号給	308,400円	350,600円	423,500円	515,300円
任	18号給	310,700円	352,500円	426,200円	517,300円
任	19号給	313,000円	354,600円	428,900円	519,300円
任	20号給	315,300円	356,700円	431,600円	521,300円
任	21号給	317,600円	358,800円	434,200円	523,300円
任	22号給	319,900円	361,000円	436,800円	525,300円
任	23号給	322,200円	363,100円	439,400円	526,900円
任	24号給	324,500円	365,200円	442,000円	528,700円
任	25号給	326,700円	367,300円	444,700円	530,300円
任	26号給	329,000円	369,400円	447,300円	532,000円
任	27号給	331,300円	371,500円	449,900円	533,700円
任	28号給	333,600円	373,600円	452,500円	535,400円
任	29号給	335,800円	375,700円	455,200円	536,900円
任	30号給	338,100円	377,800円	457,800円	538,500円
任	31号給	340,400円	379,900円	460,400円	540,100円
任	32号給	342,700円	382,000円	463,000円	541,700円
任	33号給	344,800円	384,100円	465,700円	543,100円
任	34号給	347,000円	386,200円	468,300円	544,400円
任	35号給	349,200円	388,300円	470,900円	545,700円
任	36号給	351,400円	390,400円	473,500円	547,000円
任	37号給	353,700円	392,500円	476,100円	548,400円
任	38号給	355,800円	394,600円	478,400円	549,400円
任	39号給	357,900円	396,700円	480,900円	550,400円
任	40号給	360,000円	398,800円	483,400円	551,400円
任	41号給	362,200円	400,900円	486,000円	552,500円
任	42号給	364,100円	403,000円	488,500円	553,500円
任	43号給	366,000円	405,100円	491,000円	554,500円
任	44号給	367,900円	407,200円	493,500円	555,500円
任	45号給	369,900円	409,300円	496,100円	556,600円
任	46号給	371,800円	411,400円	498,500円	557,500円
任	47号給	373,700円	413,500円	500,900円	558,400円
任	48号給	375,600円	415,600円	503,300円	559,300円
任	49号給	377,500円	417,700円	505,600円	560,100円
任	50号給	379,400円	419,800円	508,000円	561,000円
任	51号給	381,300円	421,900円	510,400円	561,900円
任	52号給	383,200円	424,000円	512,800円	562,800円
任	53号給	385,100円	426,100円	515,000円	563,500円
任	54号給	387,000円	428,200円	517,000円	564,400円
任	55号給	388,900円	430,300円	519,000円	565,300円
任	56号給	390,800円	432,400円	521,000円	566,200円
任	57号給	392,700円	434,500円	523,000円	567,100円
任	58号給	394,500円	436,600円	524,500円	567,800円
任	59号給	396,300円	438,700円	526,000円	568,700円
任	60号給	398,100円	440,800円	527,500円	569,600円
任	61号給	400,000円	442,900円	529,000円	570,300円
任	62号給	401,500円	445,000円	530,300円	571,200円
任	63号給	403,000円	447,100円	531,600円	572,100円
任	64号給	404,500円	449,200円	532,900円	573,000円
任	65号給	406,000円	451,300円	534,300円	573,700円
任	66号給	407,400円	453,400円	535,300円	574,600円
任	67号給	408,800円	455,500円	536,300円	575,500円
任	68号給	410,200円	457,600円	537,300円	576,400円
任	69号給	411,600円	459,700円	538,100円	577,100円

70号給	412,700円	461,800円	539,000円	578,000円
71号給	414,900円	463,900円	541,000円	579,800円
72号給	417,100円	466,000円	543,000円	581,600円
73号給	419,300円	468,100円	545,000円	583,400円
74号給	421,500円	470,200円	547,000円	585,200円
75号給	423,700円	472,300円	549,000円	587,000円
76号給	425,900円	474,400円	551,000円	588,800円
77号給	428,100円	476,500円	553,000円	590,600円
78号給	430,300円	478,600円	555,000円	592,400円
79号給	432,500円	480,700円	557,000円	594,200円
80号給	434,700円	482,800円	559,000円	596,000円
81号給	436,900円	484,900円	561,000円	597,800円
82号給	439,100円	487,000円	563,000円	599,600円
83号給	441,300円	489,100円	565,000円	601,400円
84号給	443,500円	491,200円	567,000円	603,200円
85号給	445,700円	493,300円	569,000円	605,000円
86号給	447,900円	495,400円	571,000円	606,800円
87号給	450,100円	497,500円	573,000円	608,600円
88号給	452,300円	499,600円	575,000円	610,400円
89号給	454,500円	501,700円	577,000円	612,200円
90号給	456,700円	503,800円	579,000円	614,000円
91号給	458,900円	505,900円	581,000円	615,800円
92号給	461,100円	508,000円	583,000円	617,600円
93号給	463,300円	510,100円	585,000円	619,400円
94号給	465,500円	512,200円	587,000円	621,200円
95号給	467,700円	514,300円	589,000円	623,000円
96号給	469,900円	516,400円	591,000円	624,800円
97号給	472,100円	518,500円	593,000円	626,600円
98号給	474,300円	520,600円	595,000円	628,400円
99号給	476,500円	522,700円	597,000円	630,200円
100号給	478,700円	524,800円	599,000円	632,000円
101号給	480,900円	526,900円	601,000円	633,800円
102号給	483,100円	529,000円	603,000円	635,600円
103号給	485,300円	531,100円	605,000円	637,400円
104号給	487,500円	533,200円	607,000円	639,200円
105号給	489,700円	535,300円	609,000円	641,000円
106号給	491,900円	537,400円	611,000円	642,800円
107号給	494,100円	539,500円	613,000円	644,600円
108号給	496,300円	541,600円	615,000円	646,400円
109号給	498,500円	543,700円	617,000円	648,200円
110号給	500,700円	545,800円	619,000円	650,000円
111号給	502,900円	547,900円	621,000円	651,800円
112号給	505,100円	550,000円	623,000円	653,600円
113号給	507,300円	552,100円	625,000円	655,400円
114号給	509,500円	554,200円	627,000円	657,200円
115号給	511,700円	556,300円	629,000円	659,000円
116号給	513,900円	558,400円	631,000円	660,800円
117号給	516,100円	560,500円	633,000円	662,600円
118号給	518,300円	562,600円	635,000円	664,400円
119号給	520,500円	564,700円	637,000円	666,200円
120号給	522,700円	566,800円	639,000円	668,000円
121号給	524,900円	568,900円	641,000円	669,800円

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師である職員のうち規則で定める職員に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
定年 給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1号給	182,000	195,700	233,200	268,900	297,400	353,700
2号給	183,200	196,700	234,800	270,600	299,300	355,900
3号給	184,400	197,700	236,400	272,300	301,200	358,100
4号給	185,600	198,700	238,000	274,000	303,100	360,300
5号給	186,700	199,600	239,600	275,500	304,900	362,400
6号給	187,900	200,800	241,200	277,100	306,900	364,600
7号給	189,100	202,000	242,800	279,100	308,900	366,800
8号給	190,300	203,200	244,400	280,800	310,900	369,000
9号給	191,400	204,500	246,100	282,300	313,000	371,200
10号給	192,500	206,100	247,800	284,200	315,200	373,800
11号給	193,600	207,700	249,500	286,100	317,400	376,400
12号給	194,700	209,300	251,200	288,000	319,600	379,000
13号給	195,700	210,700	253,000	289,800	321,600	381,500
14号給	196,700	212,100	254,700	291,700	323,800	383,800
15号給	197,700	213,500	256,400	293,600	326,000	386,100
16号給	198,700	214,900	258,100	295,500	328,200	388,400
17号給	199,600	216,300	259,900	297,300	330,500	390,800
18号給	200,800	217,600	261,700	299,200	332,700	392,700
19号給	202,000	218,900	263,500	301,100	334,900	394,600
20号給	203,200	220,200	265,300	303,000	337,100	396,500
21号給	204,400	221,600	267,100	304,700	339,400	398,200
22号給	206,000	223,000	268,900	306,700	341,600	400,000
23号給	207,600	224,400	270,700	308,700	343,800	401,800
24号給	209,200	225,800	272,500	310,700	346,000	403,600
25号給	210,700	227,100	274,200	312,700	348,000	405,400
26号給	212,000	228,600	276,000	314,800	350,000	406,800
27号給	213,300	230,100	277,800	316,900	352,000	408,200
28号給	214,600	231,600	279,600	319,000	354,000	409,600
29号給	216,000	233,900	281,500	320,900	355,100	410,800
30号給	217,300	234,600	283,600	323,000	356,800	412,100
31号給	218,600	236,300	285,700	325,100	358,500	413,400
32号給	219,900	238,000	287,800	327,200	360,200	414,700
33号給	221,300	239,600	289,700	329,400	362,000	415,900
34号給	222,700	241,200	291,700	331,500	363,700	417,200
35号給	224,100	242,800	293,600	333,600	365,400	418,500
36号給	225,500	244,400	295,700	335,700	367,100	419,800
37号給	226,800	245,800	297,700	337,900	368,800	421,000
38号給	228,300	247,500	299,900	339,900	370,300	422,200
39号給	229,800	249,200	301,300	341,900	371,800	423,400
40号給	231,300	250,900	303,100	343,900	373,300	424,600
41号給	232,800	252,600	305,000	345,800	374,600	425,600
42号給	234,300	254,300	306,900	347,400	376,100	426,700
43号給	235,800	256,000	308,800	349,000	377,600	427,800
44号給	237,300	257,700	310,700	350,600	379,100	428,900
45号給	238,800	259,300	312,500	352,200	380,400	430,000
46号給	240,400	260,800	314,000	353,600	381,700	431,100
47号給	242,000	262,300	315,500	355,000	383,000	432,200
48号給	243,600	263,800	317,000	356,400	384,300	433,300
49号給	245,100	265,200	318,600	357,900	385,500	434,200
50号給	246,600	266,900	319,500	359,300	386,600	435,200
51号給	248,100	268,600	320,400	360,700	387,700	436,200
52号給	249,600	270,300	321,300	362,100	388,800	437,200
53号給	251,000	271,900	322,100	363,100	389,700	438,200
54号給	252,200	273,700	323,000	364,700	390,700	439,200
55号給	253,400	275,500	323,900	366,000	391,700	440,200
56号給	254,600	277,300	324,800	367,300	392,700	441,200
57号給	255,800	279,000	325,600	368,400	393,800	442,000
58号給	256,500	280,800	326,500	369,500	394,800	443,000
59号給	257,400	282,700	327,400	370,600	395,800	444,000
60号給	258,300	284,600	328,300	371,700	396,800	445,000
61号給	259,200	286,400	329,100	372,600	397,700	445,800
62号給	260,100	288,000	330,000	373,600	398,700	446,600
63号給	261,000	289,600	330,900	374,600	399,700	447,400
64号給	261,900	291,200	331,800	375,600	400,700	448,200
65号給	262,900	292,900	332,700	376,500	401,600	449,000
66号給	263,900	294,400	333,600	377,400	402,600	449,800
67号給	264,900	295,900	334,500	378,300	403,600	450,600
68号給	265,900	297,400	335,400	379,200	404,600	451,400
69号給	266,800	298,700	336,300	380,100	405,400	452,200
70号給	267,800	300,100	337,200	381,000	406,400	452,800
71号給	268,800	301,500	338,100	381,700	407,400	453,300



定年 再任用 勤務職 員	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200
-----------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、管理栄養士、獣医師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、技能訓練士、心理療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科衛生士、言語聴覚士その他の医療技術職員の職務のうち規則で定める職員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	1級		2級		3級		4級		5級		6級	
	号給	給料月額 円	号給	給料月額 円	号給	給料月額 円	号給	給料月額 円	号給	給料月額 円	号給	給料月額 円
1号給	177,300	198,400	232,500	272,400	306,100	363,400	418,100	482,000	552,000	628,000	706,000	786,000
2号給	178,400	199,500	233,600	273,500	307,200	364,500	419,200	483,100	553,100	629,100	707,100	787,100
3号給	179,500	200,600	234,700	274,600	307,800	365,600	420,300	484,200	554,200	630,200	708,200	788,200
4号給	180,600	201,700	235,800	275,700	308,400	366,700	421,400	485,300	555,300	631,300	709,300	789,300
5号給	181,800	202,900	236,900	276,800	309,000	367,800	422,500	486,400	556,400	632,400	710,400	790,400
6号給	183,000	204,100	238,000	277,900	309,600	368,900	423,600	487,500	557,500	633,500	711,500	791,500
7号給	184,200	205,300	239,100	279,000	310,200	370,000	424,700	488,600	558,600	634,600	712,600	792,600
8号給	185,400	206,500	240,200	280,100	310,800	371,100	425,800	489,700	559,700	635,700	713,700	793,700
9号給	186,600	207,700	241,300	281,200	311,400	372,200	426,900	490,800	560,800	636,800	714,800	794,800
10号給	187,800	208,900	242,400	282,300	312,000	373,300	428,000	491,900	561,900	637,900	715,900	795,900
11号給	189,000	210,100	243,500	283,400	312,600	374,400	429,100	493,000	563,000	639,000	717,000	797,000
12号給	190,200	211,300	244,600	284,500	313,200	375,500	430,200	494,100	564,100	640,100	718,100	798,100
13号給	191,400	212,500	245,700	285,600	313,800	376,600	431,300	495,200	565,200	641,200	719,200	799,200
14号給	192,600	213,700	246,800	286,700	314,400	377,700	432,400	496,300	566,300	642,300	720,300	800,300
15号給	193,800	214,900	247,900	287,800	315,000	378,800	433,500	497,400	567,400	643,400	721,400	801,400
16号給	195,000	216,100	249,000	288,900	315,600	379,900	434,600	498,500	568,500	644,500	722,500	802,500
17号給	196,200	217,300	250,100	290,000	316,200	381,000	435,700	499,600	569,600	645,600	723,600	803,600
18号給	197,400	218,500	251,200	291,100	316,800	382,100	436,800	500,700	570,700	646,700	724,700	804,700
19号給	198,600	219,700	252,300	292,200	317,400	383,200	437,900	501,800	571,800	647,800	725,800	805,800
20号給	200,300	221,400	253,400	293,300	318,000	384,300	439,000	502,900	572,900	648,900	726,900	806,900
21号給	201,600	223,100	254,500	294,400	318,600	385,400	440,100	504,000	574,000	650,000	728,000	808,000
22号給	203,000	224,300	255,600	295,500	319,200	386,500	441,200	505,100	575,100	651,100	729,100	809,100
23号給	204,300	225,500	256,700	296,600	319,800	387,600	442,300	506,200	576,200	652,200	730,200	810,200
24号給	205,600	226,700	257,800	297,700	320,400	388,700	443,400	507,300	577,300	653,300	731,300	811,300
25号給	206,900	227,900	258,900	298,800	321,000	389,800	444,500	508,400	578,400	654,400	732,400	812,400
26号給	208,200	229,100	260,000	299,900	321,600	390,900	445,600	509,500	579,500	655,500	733,500	813,500
27号給	209,500	230,300	261,100	301,000	322,200	392,000	446,700	510,600	580,600	656,600	734,600	814,600
28号給	210,800	231,500	262,200	302,100	322,800	393,100	447,800	511,700	581,700	657,700	735,700	815,700
29号給	212,100	232,700	263,300	303,200	323,400	394,200	448,900	512,800	582,800	658,800	736,800	816,800
30号給	213,400	233,900	264,400	304,300	324,000	395,300	450,000	513,900	583,900	659,900	737,900	817,900
31号給	214,700	235,100	265,500	305,400	324,600	396,400	451,100	515,000	585,000	661,000	739,000	819,000
32号給	216,000	236,300	266,600	306,500	325,200	397,500	452,200	516,100	586,100	662,100	740,100	820,100
33号給	217,300	237,500	267,700	307,600	325,800	398,600	453,300	517,200	587,200	663,200	741,200	821,200
34号給	218,600	238,700	268,800	308,700	326,400	399,700	454,400	518,300	588,300	664,300	742,300	822,300
35号給	219,900	239,900	269,900	309,800	327,000	400,800	455,500	519,400	589,400	665,400	743,400	823,400
36号給	221,200	241,100	271,000	310,900	327,600	401,900	456,600	520,500	590,500	666,500	744,500	824,500
37号給	222,500	242,300	272,100	312,000	328,200	403,000	457,700	521,600	591,600	667,600	745,600	825,600
38号給	223,800	243,500	273,200	313,100	328,800	404,100	458,800	522,700	592,700	668,700	746,700	826,700
39号給	225,100	244,700	274,300	314,200	329,400	405,200	459,900	523,800	593,800	669,800	747,800	827,800
40号給	226,400	245,900	275,400	315,300	330,000	406,300	461,000	524,900	594,900	670,900	748,900	828,900
41号給	227,700	247,100	276,500	316,400	330,600	407,400	462,100	526,000	596,000	672,000	750,000	830,000
42号給	229,000	248,300	277,600	317,500	331,200	408,500	463,200	527,100	597,100	673,100	751,100	831,100
43号給	230,200	249,500	278,700	318,600	331,800	409,600	464,300	528,200	598,200	674,200	752,200	832,200
44号給	231,500	250,700	279,800	319,700	332,400	410,700	465,400	529,300	599,300	675,300	753,300	833,300
45号給	232,800	251,900	280,900	320,800	333,000	411,800	466,500	530,400	600,400	676,400	754,400	834,400
46号給	234,100	253,100	282,000	321,900	333,600	412,900	467,600	531,500	601,500	677,500	755,500	835,500
47号給	235,300	254,300	283,100	323,000	334,200	414,000	468,700	532,600	602,600	678,600	756,600	836,600
48号給	236,600	255,500	284,200	324,100	334,800	415,100	469,800	533,700	603,700	679,700	757,700	837,700
49号給	237,900	256,700	285,300	325,200	335,400	416,200	470,900	534,800	604,800	680,800	758,800	838,800
50号給	239,100	257,900	286,400	326,300	336,000	417,300	472,000	535,900	605,900	681,900	759,900	839,900
51号給	240,400	259,100	287,500	327,400	336,600	418,400	473,100	537,000	607,000	683,000	761,000	841,000
52号給	241,700	260,300	288,600	328,500	337,200	419,500	474,200	538,100	608,100	684,100	762,100	842,100
53号給	243,000	261,500	289,700	329,600	337,800	420,600	475,300	539,200	609,200	685,200	763,200	843,200
54号給	244,200	262,700	290,800	330,700	338,400	421,700	476,400	540,300	610,300	686,300	764,300	844,300
55号給	245,500	263,900	291,900	331,800	339,000	422,800	477,500	541,400	611,400	687,400	765,400	845,400
56号給	246,800	265,100	293,000	332,900	339,600	423,900	478,600	542,500	612,500	688,500	766,500	846,500
57号給	248,100	266,300	294,100	334,000	340,200	425,000	479,700	543,600	613,600	689,600	767,600	847,600
58号給	249,300	267,500	295,200	335,100	340,800	426,100	480,800	544,700	614,700	690,700	768,700	848,700
59号給	250,600	268,700	296,300	336,200	341,400	427,200	481,900	545,800	615,800	691,800	769,800	849,800
60号給	251,900	269,900	297,400	337,300	342,000	428,300	483,000	546,900	616,900	692,900	770,900	850,900
61号給	253,200	271,100	298,500	338,400	342,600	429,400	484,100	548,000	618,000	694,000	772,000	852,000
62号給	254,500	272,300	299,600	339,500	343,200	430,500	485,200	549,100	619,100	695,100	773,100	853,100
63号給	255,800	273,500	300,700	340,600	343,800	431,600	486,300	550,200	620,200	696,200	774,200	854,200
64号給	257,100	274,700	301,800	341,700	344,400	432,700	487,400	551,300	621,300	697,300	775,300	855,300
65号給	258,400	275,900	302,900	342,800	345,000	433,800	488,500	552,400	622,400	698,400	776,400	856,400
66号給	259,700	277,100	304,000	343,900	345,600	434,900	489,600	553,500	623,500	699,500	777,500	857,500
67号給	261,000	278,300	305,100	345,000	346,200	436,000	490,700	554,600	624,600	700,600	778,600	858,600
68号給	262,300	279,500	306,200	346,100	346,800	437,100	491,800	555,700	625,700	701,700	779,700	859,700
69号給	263,600	280,700	307,300	347,200	347,400	438,200	492,900	556,800	626,800	702,800	780,800	860,800
70号給	264,900	281,900	308,400	348,300	348,000	439,300	494,000	557,900	627,900	703,900	781,900	861,900
71号給	266,200	283,100	309,500	349,400	348,600	440,400	495,100	559,000	629,000	705,000	783,000	863,000

別表第3(第5条関係)  
消防職給料表

職員の 区分	職務の級							
	職給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
職給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年	180,300	192,800	243,000	250,200	248,000	309,900	376,100	443,000
前年	181,300	194,200	234,000	250,200	250,200	312,900	378,400	445,000
前前	182,300	195,600	235,000	251,800	251,800	314,700	380,700	446,000
前前前	183,300	197,000	237,200	253,600	253,600	317,100	383,000	449,000
主任	184,300	198,500	238,500	255,500	255,500	319,300	385,100	452,100
主任	185,300	200,100	240,000	257,400	257,400	321,600	387,500	454,900
短時間	186,300	201,700	241,500	259,300	259,300	323,900	389,900	457,700
勤務	187,300	203,300	243,000	261,200	261,200	326,200	392,300	460,500
勤務	188,400	204,700	244,400	263,000	263,000	328,600	394,700	463,200
勤務	189,500	206,300	246,100	264,900	264,900	331,000	396,900	466,000
員	190,600	207,900	247,800	266,800	266,800	333,400	399,100	468,800
員	191,700	209,500	249,500	268,700	268,700	335,800	401,300	471,600
以外	192,800	211,100	251,300	270,500	270,500	338,100	403,500	474,400
の職員	194,100	213,900	253,200	272,400	272,400	340,600	405,700	476,600
	195,400	216,700	255,100	274,300	274,300	343,100	407,800	478,700
	196,700	219,500	257,000	276,200	276,200	345,600	409,900	480,800
	198,000	216,500	258,800	278,000	278,000	347,900	411,900	483,000
	199,400	217,400	260,900	279,900	279,900	350,000	413,900	485,000
	200,800	218,300	263,000	281,800	281,800	352,100	415,900	487,000
	202,200	219,200	265,100	283,700	283,700	354,200	417,900	489,000
	203,700	220,200	267,100	285,600	285,600	356,300	420,000	491,100
	205,300	221,200	269,300	287,700	287,700	358,400	422,000	493,200
	206,900	222,200	271,500	289,800	289,800	360,500	424,000	494,700
	208,500	223,200	273,700	291,900	291,900	362,600	426,000	496,500
	210,000	224,200	275,900	294,000	294,000	364,700	427,900	498,100
	211,400	225,300	277,900	296,000	296,000	366,800	429,900	499,600
	212,800	226,400	280,100	298,100	298,100	368,900	431,900	501,100
	214,200	227,500	282,300	300,200	300,200	371,000	433,900	502,600
	215,500	228,400	284,500	302,300	302,300	373,100	435,900	504,000
	216,900	229,600	286,800	304,600	304,600	375,200	437,900	505,400
	217,100	230,800	289,100	306,800	306,800	377,300	439,900	506,800
	217,900	232,000	291,400	309,000	309,000	379,400	441,900	508,200
	218,500	233,200	293,600	311,000	311,000	379,500	442,000	509,500
	219,400	234,600	295,700	313,200	313,200	381,200	444,300	510,800
	220,300	236,000	297,800	315,400	315,400	382,900	445,700	512,100
	221,200	237,400	299,900	317,600	317,600	384,600	447,100	513,400
	222,000	238,700	302,000	319,800	319,800	386,200	448,500	514,600
	223,000	240,200	304,100	322,000	322,000	387,900	449,900	515,800
	224,000	241,700	306,200	324,200	324,200	389,600	451,300	517,000
	225,000	243,200	308,300	326,400	326,400	391,300	452,700	518,200
	225,900	244,700	310,300	328,600	328,600	393,000	454,100	519,500
	226,900	246,400	312,200	330,800	330,800	394,700	455,200	520,500
	227,900	248,100	314,100	332,600	332,600	396,400	456,400	521,500
	228,900	249,800	316,000	334,600	334,600	398,100	457,600	522,500
	229,900	251,400	318,000	336,400	336,400	399,800	458,800	523,600
	231,100	253,300	319,800	338,100	338,100	401,200	459,900	524,600
	232,300	255,200	321,600	339,800	339,800	402,600	461,000	525,600
	233,500	257,100	323,400	341,500	341,500	404,000	462,100	526,600
	234,800	258,900	325,100	343,300	343,300	405,200	463,100	527,500
	236,100	260,800	326,500	345,000	345,000	406,500	464,100	528,500
	237,400	262,700	327,900	346,700	346,700	407,800	465,100	529,500
	238,700	264,600	329,300	348,400	348,400	409,100	466,100	530,500
	240,100	266,300	330,500	349,900	349,900	410,400	467,100	530,800
	241,700	268,200	331,800	351,500	351,500	411,700	468,000	530,800
	243,300	270,100	333,100	353,100	353,100	413,000	468,900	531,300
	244,900	272,000	334,400	354,700	354,700	414,300	469,800	531,800
	246,600	273,700	335,600	356,400	356,400	415,500	470,800	532,200
	248,400	275,600	336,400	357,900	357,900	416,700	471,600	
	250,200	277,500	337,200	359,400	359,400	417,900	472,400	
	252,000	279,400	338,000	360,900	360,900	419,100	473,200	
	253,900	281,100	338,900	362,400	362,400	420,200	474,100	
	255,600	283,000	339,700	363,900	363,900	421,200	474,900	
	257,300	284,900	340,500	365,400	365,400	422,200	475,700	
	259,000	286,800	341,300	366,900	366,900	423,200	476,500	
	260,700	288,500	342,000	368,200	368,200	424,200	477,100	
	262,400	290,400	342,800	369,400	369,400	425,200	477,800	
	264,100	292,300	343,600	370,600	370,600	426,200	478,500	
	265,800	294,200	344,400	371,800	371,800	427,200	479,200	
	267,300	295,900	345,000	373,000	373,000	428,000	479,700	
	268,900	297,800	345,700	374,200	374,200	429,000	480,100	

72号給	267,400	299,900	341,600	387,400	422,100	470,500		
73号給	268,400	301,300	342,500	388,000	423,100	471,000		
74号給	269,500	302,800	343,600	388,700	424,000	471,500		
75号給	270,600	304,300	344,700	389,400	424,900	472,000		
76号給	271,700	305,800	345,800	390,100	425,800	472,500		
77号給	272,700	307,100	346,700	390,900	426,800	472,800		
78号給	273,800	308,600	347,700	391,600	427,500			
79号給	274,900	310,100	348,700	392,300	428,200			
80号給	276,000	311,600	349,700	393,000	428,900			
81号給	277,000	312,900	350,900	393,600	429,700			
82号給	277,900	314,100	351,800	394,200	430,200			
83号給	278,800	315,500	352,800	394,800	430,700			
84号給	279,700	317,000	353,800	395,100	431,200			
85号給	280,700	318,500	354,700	395,100	431,600			
86号給	281,700	319,900	355,600	396,700	432,100			
87号給	282,700	321,000	356,500	397,500	432,600			
88号給	283,700	322,100	357,400	397,900	433,100			
89号給	284,700	323,100	358,300	398,600	433,500			
90号給	285,800	324,100	359,100	399,200	434,000			
91号給	286,800	325,100	359,900	399,800	434,500			
92号給	287,800	326,100	360,700	400,400	435,000			
93号給	288,800	327,000	361,600	401,100	435,400			
94号給	289,800	327,900	362,400	401,600				
95号給	289,800	327,900	363,200	402,100				
96号給	289,800	328,000	364,000	402,600				
97号給	290,100	328,900	364,900	402,900				
98号給	290,900	329,500	365,700	403,300				
99号給	291,700	329,700	366,500	403,700				
100号給	292,500	330,100	367,300	404,100				
101号給	293,300	330,100	368,200	404,600				
102号給	293,800	331,200	369,100	405,400				
103号給	294,200	331,200	370,000	405,800				
104号給	294,700	332,100	370,700	406,100				
105号給	295,100	332,900	371,500	406,500				
106号給	295,300	332,900	371,900	406,900				
107号給	295,500	333,800	372,500	407,300				
108号給	295,800	334,200	373,400	407,900				
109号給	296,100	334,600	374,300	408,200				
110号給	296,500	335,000	374,400	408,500				
111号給	296,800	335,400	374,400	408,800				
112号給	297,100	335,800	374,400	408,900				
113号給	297,400	336,200	374,400	409,200				
114号給	297,700	336,600	374,400	409,500				
115号給	298,000	337,000	374,400	409,800				
116号給	298,300	337,400	374,400	410,000				
117号給	298,600	337,800	374,400	410,200				
118号給	298,900	338,200	374,400	410,400				
119号給	299,200	338,600	374,400	410,600				
120号給	299,500	339,000	374,400	410,800				
121号給	299,800	339,400	374,400	411,000				
122号給	300,100	339,800	374,400	411,200				
123号給	300,400	340,200	374,400	411,400				
124号給	300,700	340,600	374,400	411,600				
125号給	301,000	341,000	374,400	411,800				
126号給	301,300	341,400	374,400	412,000				
127号給	301,600	341,800	374,400	412,200				
128号給	301,900	342,200	374,400	412,400				
129号給	302,200	342,600	374,400	412,600				

別表第4(第5条、第7条の3関係)  
ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
1号給	270,500	299,700	346,400	430,000	480,500	480,500
2号給	272,100	301,600	347,100	431,000	481,000	480,900
3号給	273,800	303,300	347,800	431,800	481,300	481,300
4号給	275,400	304,800	348,500	432,700		
5号給	277,000	306,300	349,200	433,600		
6号給	278,600	307,800	349,900	434,500		
7号給	280,300	309,100	350,700	435,300		
8号給	281,900	310,400	351,400	436,100		
9号給	283,500	311,700	352,100	436,900		
10号給	285,100	313,000	352,800	437,700		
11号給	286,700	314,400	353,600	438,500		
12号給	288,300	315,600	354,300	439,300		
13号給	289,900	316,800	355,000	439,700		
14号給	291,500	318,000	355,700	440,400		
15号給	293,000	319,200	356,500	441,000		
16号給	294,400	320,400	357,200	441,600		
17号給	295,800	321,600	357,900	442,200		
18号給	297,200	322,800	358,600	442,800		
19号給	298,500	323,900	359,200	443,200		
20号給	299,800	325,000	359,800	443,600		
21号給	301,100	326,100	360,500	444,200		
22号給	302,400	327,200	361,300	444,700		
23号給	303,600	328,300	361,900	445,000		
24号給	304,800	329,100	362,500			
25号給	306,000	329,900	363,100			
26号給	307,200	330,700	363,700			
27号給	308,300	331,300	364,200			
28号給	309,500	332,000	364,700			
29号給	310,700	332,700	365,200			
30号給	311,900	333,400	365,700			
31号給	313,000	333,900	366,300			
32号給	314,200	334,600	366,800			
33号給	315,400	335,300	367,300			
34号給	316,600	336,000	367,800			
35号給	317,700	336,500	368,400			
36号給	318,700	337,100	368,900			
37号給	319,700	337,700	369,400			
38号給	320,700	338,300	369,900			
39号給	321,800	338,700	370,500			
40号給	322,600	339,200	371,000			
41号給	323,400	339,700	371,500			
42号給	324,200	340,200	372,000			
43号給	324,900	340,600	372,600			
44号給	325,500	341,000	373,100			
45号給	326,100	341,400	373,600			
46号給	326,700	341,800	374,100			
47号給	327,300	342,200	374,600			
48号給	327,900	342,500	375,100			
49号給	328,500	342,800	375,600			
50号給	329,100	343,100	376,100			
51号給	329,600	343,400	376,600			
52号給	330,100	343,700	377,100			
53号給	330,600	344,000	377,600			
54号給	331,100	344,300	378,100			
55号給	331,400	344,600	378,500			
56号給	331,800	344,900	379,000			
57号給	332,200	345,200	379,500			
58号給	332,600	345,500	380,000			
59号給	333,100	345,800	380,400			
60号給	333,500		380,900			
61号給	333,900		381,400			
62号給	334,300		381,900			
63号給	334,600		382,300			
64号給	335,000		382,800			
65号給	335,400		383,300			
66号給	335,800		383,800			
67号給	336,100		384,200			
68号給	242,500	258,300	274,000	289,600	306,200	313,900
69号給						410,900

備考 この表は、消防職員である職員のうち規則で定める職員に適用する。

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
1号給	177,200	193,400	284,500	337,600	418,700	418,700
2号給	178,700	195,300	286,600	339,600	420,500	420,500
3号給	180,300	197,600	289,700	341,600	423,900	423,900
4号給	181,800	199,800	292,700	345,600	426,900	426,900
5号給	183,400	201,900	294,900	347,200	429,400	429,400
6号給	185,300	204,000	297,100	348,800	432,500	432,500
7号給	187,100	206,100	299,100	350,300	435,000	435,000
8号給	189,000	208,200	299,100	351,800	438,000	438,000
9号給	190,700	210,400	301,100	353,800	441,000	441,000
10号給	192,800	212,800	302,800	355,800	443,000	443,000
11号給	194,800	215,100	304,600	357,700	445,000	445,000
12号給	196,800	217,300	306,300	359,600	447,000	447,000
13号給	198,800	219,700	307,900	361,500	449,000	449,000
14号給	200,900	221,400	310,300	363,500	451,000	451,000
15号給	203,000	222,900	312,600	365,500	453,000	453,000
16号給	205,100	224,400	315,100	367,500	455,000	455,000
17号給	207,300	226,100	317,200	369,500	457,000	457,000
18号給	209,400	227,400	319,400	371,000	459,000	459,000
19号給	211,600	228,600	321,600	373,000	461,000	461,000
20号給	213,500	229,900	323,900	375,000	463,000	463,000
21号給	215,700	231,600	326,100	377,000	465,000	465,000
22号給	217,300	233,300	328,200	379,000	467,000	467,000
23号給	218,800	235,000	330,200	381,000	469,000	469,000
24号給	220,300	236,600	332,100	383,000	471,000	471,000
25号給	221,800	238,100	333,800	385,000	473,000	473,000
26号給	223,000	240,100	335,300	387,000	475,000	475,000
27号給	224,200	242,000	336,800	389,000	477,000	477,000
28号給	225,500	243,900	338,500	391,000	479,000	479,000
29号給	226,800	245,600	339,900	393,000	481,000	481,000
30号給	228,300	248,000	342,000	395,000	483,000	483,000
31号給	231,300	252,800	344,200	397,000	485,000	485,000
32号給	233,700	255,200	347,800	399,000	487,000	487,000
33号給	234,400	257,600	349,700	401,000	489,000	489,000
34号給	236,200	259,900	351,600	403,000	491,000	491,000
35号給	237,700	262,100	353,500	405,000	493,000	493,000
36号給	239,100	264,300	355,200	407,000	495,000	495,000
37号給	239,100	266,500	357,200	409,000	497,000	497,000
38号給	240,600	268,900	359,100	411,000	499,000	499,000
39号給	242,100	271,000	361,000	413,000	501,000	501,000
40号給	243,600	273,300	362,900	415,000	503,000	503,000
41号給	245,000	275,600	364,900	417,000	505,000	505,000
42号給	246,300	277,800	366,800	419,000	507,000	507,000
43号給	247,500	279,900	368,600	421,000	509,000	509,000
44号給	248,600	282,000	369,900	423,000	511,000	511,000
45号給	249,700	284,200	371,700	425,000	513,000	513,000
46号給	250,900	286,300	373,300	427,000	515,000	515,000
47号給	252,100	288,200	375,000	429,000	517,000	517,000
48号給	253,100	289,200	375,000	431,000	519,000	519,000
49号給	254,200	290,300	376,500	433,000	521,000	521,000
50号給	255,500	292,000	378,100	435,000	523,000	523,000
51号給	256,700	293,800	379,700	437,000	525,000	525,000
52号給	258,000	295,500	381,200	439,000	527,000	527,000
53号給	259,100	296,800	382,700	441,000	529,000	529,000
54号給	260,300	298,800	384,400	443,000	531,000	531,000
55号給	261,600	300,700	386,000	445,000	533,000	533,000
56号給	262,600	302,700	387,600	447,000	535,000	535,000
57号給	263,700	304,700	388,800	449,000	537,000	537,000
58号給	264,400	306,800	390,300	451,000	539,000	539,000
59号給	265,400	309,000	391,600	453,000	541,000	541,000
60号給	266,400	311,200	393,100	455,000	543,000	543,000
61号給	267,300	313,300	394,500	457,000	545,000	545,000
62号給	268,900	315,600	395,900	459,000	547,000	547,000
63号給	269,700	317,600	397,300	461,000	549,000	549,000
64号給	270,800	319,900	398,800	463,000	551,000	551,000
65号給	272,000	322,000	400,100	465,000	553,000	553,000
66号給	273,500	323,500	401,000	467,000	555,000	555,000
67号給	274,700	325,000	402,200	469,000	557,000	557,000
68号給	274,700	326,500	403,400	471,000	559,000	559,000
69号給	275,900	328,200	404,600	473,000	561,000	561,000

70号給	277,100	330,200	405,800	446,500
71号給	278,300	332,200	407,700	447,700
72号給	279,500	334,100	408,200	448,900
73号給	280,500	335,900	409,100	450,000
74号給	281,500	337,900	410,300	450,600
75号給	282,500	339,900	411,400	451,100
76号給	283,400	341,800	412,600	451,600
77号給	284,300	343,500	413,600	452,100
78号給	285,200	345,500	414,600	452,700
79号給	286,100	347,500	415,600	453,200
80号給	287,000	349,500	416,500	453,700
81号給	287,800	351,300	417,200	454,200
82号給	288,900	353,200	418,000	454,800
83号給	289,900	355,100	418,900	455,300
84号給	290,900	357,000	419,700	455,800
85号給	291,900	358,600	420,100	456,300
86号給	292,900	360,500	420,700	456,900
87号給	293,900	362,300	421,100	457,400
88号給	294,900	364,200	421,700	457,900
89号給	296,000	366,000	422,300	458,400
90号給	297,100	367,700	422,600	459,000
91号給	298,200	369,300	422,800	459,500
92号給	299,200	370,900	423,000	460,000
93号給	299,700	372,300	423,100	460,500
94号給	300,700	373,800	423,300	
95号給	301,800	375,200	423,600	
96号給	303,000	376,500	423,800	
97号給	304,000	377,600	424,100	
98号給	305,100	379,000	424,400	
99号給	306,100	380,400	424,700	
100号給	307,100	381,700	424,900	
101号給	307,900	382,900	425,200	
102号給	309,000	384,200	425,500	
103号給	310,000	385,300	425,800	
104号給	311,000	386,500	426,100	
105号給	311,600	387,700	426,400	
106号給	312,500	388,800	426,700	
107号給	313,300	390,000	427,000	
108号給	314,100	391,200	427,300	
109号給	314,800	392,600	427,600	
110号給	315,200	393,600	427,900	
111号給	315,600	394,600	428,200	
112号給	316,100	395,600	428,500	
113号給	316,600	396,500	428,800	
114号給	317,000	397,500	429,100	
115号給	317,500	398,600	429,400	
116号給	317,900	399,700	429,700	
117号給	318,400	400,400	430,000	
118号給	318,900	401,300	430,300	
119号給	319,300	402,200	430,600	
120号給	319,800	403,100	430,900	
121号給	320,300	403,900	431,200	
122号給	320,700	404,800		
123号給	321,200	405,600		
124号給	321,700	406,400		
125号給	322,300	407,000		
126号給	322,600	407,700		
127号給	322,900	408,400		
128号給	323,200	409,100		
129号給	323,400	409,700		
130号給	323,700	410,200		
131号給	324,000	410,600		
132号給	324,300	411,000		
133号給	324,500	411,300		
134号給	324,700	411,600		
135号給	324,900	411,900		
136号給	325,200	412,100		
137号給	325,500	412,300		
138号給	325,700	412,600		
139号給	326,000	412,900		
140号給	326,300	413,100		
141号給	326,500	413,300		
142号給	326,700	413,600		
143号給	327,000	413,900		
144号給	327,200	414,100		

145号給	327,500	414,300		
146号給	327,700	414,600		
147号給	328,000	414,900		
148号給	328,300	415,100		
149号給	328,500	415,300		
150号給	328,700	415,600		
151号給	329,000	415,900		
152号給	329,300	416,100		
153号給	329,500	416,300		
154号給	329,800	416,600		
155号給	330,100	416,900		
156号給	330,400	417,100		
157号給	330,600	417,300		
158号給	330,900	417,600		
159号給	331,200	417,900		
160号給	331,500	418,100		
161号給	331,700	418,300		
162号給	332,000	418,600		
163号給	332,300	418,900		
164号給	332,600	419,100		
165号給	332,800	419,300		
166号給	333,100	419,600		
167号給	333,400	419,900		
168号給	333,700	420,100		
169号給	333,900	420,300		
定年前 昇任用 期間 勤務職 員	235,000	275,300	304,000	332,200
				416,600

備考  
1 この表は、高等学校等に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護教諭、指導主事である職員のうち規則で定める職員に適用  
する。  
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級であるものの給料月額は、この表の額に7,700円  
をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の級		
	1級	2級	3級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年給	177,200	193,400	209,600
1号給	178,700	195,500	208,600
2号給	180,300	197,600	208,600
3号給	181,800	199,800	208,600
4号給	183,400	201,900	215,100
5号給	185,300	204,000	215,100
6号給	187,100	206,100	215,100
7号給	189,000	208,200	215,100
8号給	190,700	210,400	215,100
9号給	192,800	212,800	221,600
10号給	194,800	215,100	221,600
11号給	196,800	217,300	221,600
12号給	198,800	219,700	221,600
13号給	200,900	221,400	221,600
14号給	203,000	222,900	221,600
15号給	205,100	224,400	221,600
16号給	207,300	226,100	221,600
17号給	209,400	227,400	221,600
18号給	211,600	228,600	221,600
19号給	213,500	229,900	221,600
20号給	215,700	231,600	221,600
21号給	217,300	233,300	221,600
22号給	218,800	235,000	221,600
23号給	220,300	236,600	221,600
24号給	221,800	238,100	221,600
25号給	222,900	240,100	221,600
26号給	224,000	242,000	221,600
27号給	225,200	243,900	221,600
28号給	226,700	245,600	221,600
29号給	228,200	248,000	221,600
30号給	229,700	250,400	221,600
31号給	231,200	252,800	221,600
32号給	232,500	255,200	221,600
33号給	234,100	257,600	221,600
34号給	235,800	259,900	221,600
35号給	237,200	262,100	221,600
36号給	238,500	264,300	221,600
37号給	239,900	266,500	221,600
38号給	241,300	268,900	221,600
39号給	242,700	271,000	221,600
40号給	244,000	273,300	221,600
41号給	245,300	275,600	221,600
42号給	246,500	277,800	221,600
43号給	247,800	279,900	221,600
44号給	249,100	282,000	221,600
45号給	250,400	284,200	221,600
46号給	251,600	286,300	221,600
47号給	252,700	288,200	221,600
48号給	253,800	290,300	221,600
49号給	255,100	292,000	221,600
50号給	256,400	293,800	221,600
51号給	257,400	295,500	221,600
52号給	258,500	296,800	221,600
53号給	259,900	298,800	221,600
54号給	260,900	300,700	221,600
55号給	261,900	302,700	221,600
56号給	262,900	304,700	221,600
57号給	263,900	306,800	221,600
58号給	264,900	309,000	221,600
59号給	265,900	311,200	221,600
60号給	266,800	313,300	221,600
61号給	267,500	315,600	221,600
62号給	268,200	317,800	221,600
63号給	268,800	319,900	221,600
64号給	269,500	322,000	221,600
65号給	270,700	323,500	221,600
66号給	271,800	325,000	221,600
67号給	272,900	326,500	221,600
68号給	274,200	328,200	221,600
69号給	275,600	330,200	221,600
70号給	276,800	332,200	221,600
71号給			221,600

72号給	278,000	334,100	415,300
73号給	278,800	335,900	415,900
74号給	279,700	337,900	416,700
75号給	280,700	339,800	417,400
76号給	281,700	341,700	417,900
77号給	282,600	343,400	418,200
78号給	283,600	345,200	418,600
79号給	284,700	346,900	419,000
80号給	285,500	348,600	419,400
81号給	286,500	350,400	419,700
82号給	287,100	352,100	420,100
83号給	287,900	353,500	420,500
84号給	288,700	355,100	420,800
85号給	289,600	356,300	421,100
86号給	290,400	357,900	421,500
87号給	291,100	359,400	421,900
88号給	291,800	360,900	422,200
89号給	292,800	362,200	422,500
90号給	293,700	363,500	422,800
91号給	294,600	364,800	423,100
92号給	295,300	366,200	423,300
93号給	295,600	367,600	423,500
94号給	296,300	368,900	423,800
95号給	297,000	370,100	424,100
96号給	297,700	371,200	424,300
97号給	298,400	372,200	424,500
98号給	299,200	373,200	424,800
99号給	300,000	374,200	425,100
100号給	300,700	375,100	425,300
101号給	301,400	375,900	425,500
102号給	301,800	376,900	425,800
103号給	302,200	377,800	426,100
104号給	302,600	378,700	426,300
105号給	303,100	379,500	426,500
106号給	303,400	380,400	426,800
107号給	303,400	381,300	427,100
108号給	303,600	382,200	427,300
109号給	303,800	383,000	427,500
110号給	304,000	384,000	427,800
111号給	304,300	384,900	428,100
112号給	304,600	385,800	428,300
113号給	304,800	386,400	428,500
114号給		387,300	
115号給		388,200	
116号給		389,100	
117号給		389,900	
118号給		390,600	
119号給		391,400	
120号給		392,200	
121号給		392,800	
122号給		393,600	
123号給		394,300	
124号給		395,000	
125号給		395,600	
126号給		396,300	
127号給		396,800	
128号給		397,400	
129号給		398,100	
130号給		398,700	
131号給		399,200	
132号給		399,700	
133号給		400,000	
134号給		400,300	
135号給		400,600	
136号給		400,900	
137号給		401,200	
138号給		401,500	
139号給		401,800	
140号給		402,100	
141号給		402,400	
142号給		402,700	
143号給		403,000	
144号給		403,300	
145号給		403,500	
146号給		403,800	

147号給	404,100		
148号給	404,300		
149号給	404,500		
150号給	404,800		
151号給	405,100		
152号給	405,300		
153号給	405,500		
154号給	405,800		
155号給	406,100		
156号給	406,300		
157号給	406,500		
158号給	406,800		
159号給	407,100		
160号給	407,300		
161号給	407,500		
162号給	407,800		
163号給	408,100		
164号給	408,300		
165号給	408,500		
166号給	408,800		
167号給	409,100		
168号給	409,300		
169号給	409,500		
170号給	409,800		
171号給	410,100		
172号給	410,300		
173号給	410,500		
定年用 再任用 短時間 勤務職 員	226,200	272,100	325,500

- 備考
- この表は、幼稚園に勤務する園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員及び教育委員会事務局等に勤務する指導主事である職員のうち規則で定める職員に適用する。
  - この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(西宮市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 西宮市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年西宮市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中

「

376,000円
422,000
472,000
533,000
608,000
710,000
830,000

」

を

「

380,000円
427,000
477,000
539,000
615,000
718,000
839,000

」

に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中西宮市一般職員の給与に関する条例第8条の3の改正規定及び次条第1項の規定は、令和6年7月1日から施行

する。

(西宮市一般職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 令和6年7月1日から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の西宮市一般職員の給与に関する条例(以下「第1条の規定による改正後の条例」という。)第8条の3第2項の適用については、同項中「14,000円」とあるのは「13,000円」と、「6,000円」とあるのは「7,500円」とする。

2 第1条の規定による改正後の条例別表第1から別表第4までの規定は令和5年4月1日から、第1条の規定による改正後の条例第18条第2項及び第3項、第19条第2項並びに附則第47項及び第48項の規定は同年12月1日から適用する。

3 令和5年4月1日(次項において「切替日」という。)からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の西宮市一般職員の給与に関する条例(以下「第1条の規定による改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、任命権者の定めるものの、第1条の規定による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、任命権者の定めるところによる。

4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び任命権者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

5 施行日から令和6年3月31日までの間において、第1条の規定による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず第1条の規定による改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条の規定による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

6 第1条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の条



例の規定による給与の内払とみなす。

- 7 前各項に定めるもののほか、第1条の規定の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

(西宮市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の西宮市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「第2条の規定による改正後の条例」という。)第4条第1項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

- 2 第2条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の西宮市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第2条の規定による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(参考1)

○提案理由

国家公務員の給与改定が人事院勧告に基づき実施されたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

### ○西宮市一般職員の給与に関する条例(現行抄)

(住居手当)

第8条の3 住居手当は、世帯主(これに準ずる者を含む。)である職員に月額13,000円を支給する。

- 2 前項の規定により住居手当を支給される職員の範囲その他住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(期末手当)

第18条

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、6月に支給する場合においては基準日以前6月以内の期間におけるその職員の別表第13の左欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める割合を乗じて得た額とし、12月に支給する場合においては基準日以前6月以内の期間におけるその職員の同表の左欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

(勤勉手当)

## 第19条

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分に属する職員の勤勉手当の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

別表第1（第5条関係）

（別表第1から別表第4まで 略）

## ○西宮市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（現行抄）

（特定任期付職員の給与の特例）

第4条 第2条第1項の規定により採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1号給	376,000円
2号給	422,000
3号給	472,000
4号給	533,000
5号給	608,000
6号給	710,000
7号給	830,000

西宮市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正  
する条例制定の件

西宮市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 6 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正  
する条例

西宮市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果等に関する条例（昭和 2 6 年西宮市条  
例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 3 を次のように改める。

（降格の事由）

第 1 条の 3 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位  
の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合のほか、次の各号のい  
ずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。  
この場合において、第 2 号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命  
権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合

ア 職員の人事評価の結果が不良である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤  
務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置

を行つたにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らか  
な場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行つたにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（ア及びイに掲げる場合を除く。）。

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

第2条第1項中「又は」を「、」に改め、「休職する場合」の次に「又は前条第1号イに該当するものとして職員を降給する場合」を加える。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参考1)

○提案理由

職員の分限に関する取扱いの変更に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

**○西宮市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果等  
に関する条例（現行抄）**

（降格の事由）

**第1条の3** 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合は、当該職員を降格するものとする。

（分限の手続）

**第2条** 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2名を決定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。

西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する  
条例制定の件

西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 6 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する  
条例

西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和 3 1 年西宮市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 2 0」を「1 0 0 分の 2 2 5」に改める。

付則に次の 1 項を加える。

1 8 令和 5 年 1 2 月に支給する期末手当に関する第 5 条第 2 項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 2 2 5」とあるのは、「1 0 0 分の 2 3 0」とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の西宮市議会議員の議員報酬、

費用弁償及び期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(参考 1)

○提案理由

特別職の国家公務員の期末手当が改定されたことに伴い、市議会議員の期末手当について、所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

**○西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当  
支給条例（現行抄）**

（期末手当）

**第 5 条**

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 220 を乗じて得た額を基礎として、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職日数に応じて日割りによつて計算した額とする。

市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例等の一部を改正する条例制定の件

市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 6 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例等の一部を改正する条例

(市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例の一部改正)

第 1 条 市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例(昭和 31 年西宮市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 220」を「100 分の 225」に改める。

附則第 3 3 項中「100 分の 220」とあるのは、「100 分の 220(市長にあつては 100 分の 176、副市長にあつては 100 分の 187)」を「100 分の 225」とあるのは、「100 分の 230(市長にあつては 100 分の 184、副市長にあつては 100 分の 195.5)」に改める。

(教育長の給与等を定める条例の一部改正)

第 2 条 教育長の給与等を定める条例(昭和 31 年西宮市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

25 令和 5 年 12 月に支給する期末手当に関する第 3 条第 2 項において準用する市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項中



「100分の225」とあるのは、「100分の230」とする。

(上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第3条 上下水道事業管理者の給与に関する条例（昭和41年西宮市条例第48号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

24 令和5年12月に支給する期末手当に関する第3条第2項において準用する市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の225」とあるのは、「100分の230」とする。

(病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第4条 病院事業管理者の給与に関する条例（平成25年西宮市条例第47号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

15 令和5年12月に支給する期末手当に関する第3条第3項において準用する市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の225」とあるのは、「100分の230」とする。

#### 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例（以下「第1条の規定による改正後の条例」という。）の規定、第2条の規定による改正後の教育長の給与等を定める条例（以下「第2条の規定による改正後の条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の上下水道事業管理者の給与に関する条例（以下「第3条の規定による改正後の条例」という。）の規定及び第4条の規定による改正後の病院事業管理者の給与に関する条例（以下「第4条の規定による改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の条例の規定、第2条の規定による改正後の条例の規定、第3条の規定による改正後の条例の規定又は第4条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例の規定、第2条の規定による改正前の教育長の給与等を定める条例の規定、

第3条の規定による改正前の上下水道事業管理者の給与に関する条例の規定又は第4条の規定による改正前の病院事業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の条例の規定、第2条の規定による改正後の条例の規定、第3条の規定による改正後の条例の規定又は第4条の規定による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(参考1)

○提案理由

特別職の国家公務員の期末手当が改定されたことに伴い、市長、副市長及び常勤監査委員等の期末手当について、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

#### ○市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例（現行抄）

（期末手当）

##### 第4条

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の220を乗じて得た額に、6月に支給する場合においては基準日以前6月以内の期間におけるその者の別表の左欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める割合を乗じて得た額とし、12月に支給する場合には基準日以前6月以内の期間におけるその者の同表の左欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。

##### 付 則

33 令和5年12月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の220」とあるのは、「100分の220（市長にあつては100分の176、副市長にあつては100分の187）」とする。

西宮市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 6 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

西宮市消防団員等公務災害補償条例（昭和 32 年西宮市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「8, 900 円」を「9, 100 円」に改める。

別表中「12, 440」を「12, 500」に、「13, 320」を「13, 350」に、「10, 670」を「10, 800」に、「11, 550」を「11, 650」に、「8, 900」を「9, 100」に、「9, 790」を「9, 950」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の西宮市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた西宮市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に掲げる傷病補償年金、同条第 4 号アに掲げる障害補償年金及び同条第 6 号アに掲げる遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補

償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(参考1)

○提案理由

関係政令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

### ○西宮市消防団員等公務災害補償条例（現行抄）

(補償基礎額)

#### 第5条

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は災害応急措置従事者が消防作業等に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には8,900円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは14,200円を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができる。

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
	円	円	円
団長及び副団長	12,440	13,320	14,200
分団長及び副分団長	10,670	11,550	12,440
部長、班長及び団員	8,900	9,790	10,670

(該当部分のみ抜粋)

西宮市国民健康保険条例制定の件

西宮市国民健康保険条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 6 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市国民健康保険条例

西宮市国民健康保険条例（昭和 36 年度西宮市条例第 15 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか本市が行う国民健康保険事業について必要な事項を定める。

（国民健康保険運営協議会）

第 2 条 法第 11 条第 2 項の規定に基づき西宮市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の委員の定数は、14 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する者
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する者
- (3) 公益を代表する者
- (4) 被用者保険等保険者を代表する者

3 委員は、2 回を限度として再任することができる。ただし、市長においてやむを得な

いと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の運営)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、前条第2項第3号に掲げる者のうちから委嘱された委員のうちから、全委員の選挙によってこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 協議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長及び副会長を選挙する会議は、市長が招集する。

5 協議会は、前条第2項第1号から第3号までに掲げる者のうちから委嘱された委員各1人以上、かつ、全委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(被保険者とししない者)

第4条 次に掲げる者は、被保険者とししない。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないもの

(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定により、養護老人ホームに入所している者であって、市長の定める基準に達しないもの

(療養の給付の期間)

第5条 療養の給付は、当該疾病又は負傷が転帰に至るまで行う。

(出産育児一時金)

第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して出産育児一時金として48万8千円を支給する。ただし、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算した額を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法

(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(葬祭費)

第7条 被保険者が死亡したときは、葬祭を行う者に対して葬祭費として5万円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(医療付加金)

第8条 被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める医療を受けるときは、当該医療に要する費用のうち当該被保険者が負担すべき額に相当する額を医療付加金として支給する。

(保健事業)

第9条 市は、法第72条の5第1項に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げるものを行う。

(1) 健康診断

(2) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

(保険料の賦課)

第10条 保険料は、被保険者の属する世帯の世帯主(第41条を除き、以下「世帯主」という。)から徴収する。

(保険料の賦課額)

第11条 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「政令」という。)第29

条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。

(基礎賦課総額)

第12条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第36条、第39条及び第40条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。)の納付に要する費用(兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金



等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(基礎賦課額)

第13条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、次条から第16条までの規定により同一世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。

(基礎賦課額の所得割額の算定)

第14条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短

期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第36条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第36条第1項第1号において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第17条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

- 2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合には、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

（基礎賦課額の被保険者均等割額の算定）

第15条 第13条の被保険者均等割額は、同一世帯に属する被保険者の数に第17条第2号の被保険者均等割の保険料率を乗じて算定する。

（基礎賦課額の世帯別平等割額の算定）

第16条 第13条の世帯別平等割額は、被保険者の属する1世帯につき次条第3号の世帯別平等割の保険料率による額とする。

(基礎賦課額の保険料率)

第17条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の7.06

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき31,080円

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1世帯につき20,160円

イ 特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって、同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）

1世帯につきアに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって、特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。） 1世帯につきアに定める額に4分の3を乗じて得た額

(基礎賦課限度額)

第18条 第13条の基礎賦課額は、政令第29条の7第2項第9号に規定する額を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第19条 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第36条、第39条及び第40条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等

の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（後期高齢者支援金等賦課額）

第20条 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第21条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第24条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定）

第22条 第20条の被保険者均等割額は、同一世帯に属する被保険者の数に第24条第2号の被保険者均等割の保険料率を乗じて算定する。

（後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定）

第23条 第20条の世帯別平等割額は、被保険者の属する1世帯につき次条第3号の世帯別平等割の保険料率による額とする。

（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第24条 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.9

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき12,000円

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1世帯につき7,680円

イ 特定世帯 1世帯につきアに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 1世帯につきアに定める額に4分の3を乗じて得た額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第25条 第20条の後期高齢者支援金等賦課額は、政令第29条の7第3項第8号に規定する額を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第26条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第36条及び第40条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課額)

第27条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第28条 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第31条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(介護納付金賦課額の被保険者均等割額の算定)

第29条 第27条の被保険者均等割額は、同一世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数に第31条第2号の被保険者均等割の保険料率を乗じて算定する。

(介護納付金賦課額の世帯別平等割額の算定)

第30条 第27条の世帯別平等割額は、介護納付金賦課被保険者の属する1世帯につき次条第3号の世帯別平等割の保険料率による額とする。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第31条 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.61
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき13,200円
- (3) 世帯別平等割 1世帯につき6,720円

(介護納付金賦課限度額)

第32条 第27条の介護納付金賦課額は、政令第29条の7第4項第8号に規定する額を超えることができない。

(賦課期日)

第33条 保険料の賦課期日は、4月1日とする。

(普通徴収に係る保険料の納期等)

第34条 普通徴収（法第76条の3第1項に規定する普通徴収をいう。）の方法によって徴収する保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。ただし、納期限の日が日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項に規定する日に該当するときは、その翌日を納期限の日とする。

- 第1期 6月1日から同月末日まで
- 第2期 7月1日から同月末日まで
- 第3期 8月1日から同月末日まで
- 第4期 9月1日から同月末日まで
- 第5期 10月1日から同月末日まで
- 第6期 11月1日から同月末日まで
- 第7期 12月1日から同月末日まで

第8期 1月1日から同月末日まで

第9期 2月1日から同月末日まで

第10期 3月1日から同月末日まで

2 各納期に徴収する保険料の額は、当該年度分の保険料の賦課額を納期の数で除して得た額とする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、納期及び各納期に徴収する保険料の額を別に定めることができる。

(賦課期日後において納付義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

- 第35条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は同一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは同一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第13条若しくは第20条の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第27条の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額若しくは第39条第1項（同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する第17条第2号に定める基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額の算定は、それぞれその納付義務が発生した日又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その日の前日とする。）若しくは同一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。
- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条若しくは第20条の額若しくは第27条の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額

若しくは第39条第1項に規定する第17条第2号に定める基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額の算定は、それぞれその納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

（低所得者の保険料の減額）

第36条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下同じ。）現在において、同一世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定す



る条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。))のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、29万5千円に当該年度の保険料賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数

及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、54万5千円に当該年度の保険料賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2 前項に規定する各号の1人当たり軽減額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。以下この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第20条」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第27条」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等の特例)

第37条 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。以下この項及び次項並びに第36条第1項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。

(特例対象被保険者等に係る届出)

第38条 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、規則で定める事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する世帯主は、同項の規定による届書の提出に当たり、市長から当該特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(未就学児に係る基礎賦課額の被保険者均等割額等の減額)

第39条 当該年度において、その世帯に年齢6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第17条第2号に定める基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率（当該未就学児が属する世帯に係る保険料の納付義務者が第36条の規定の適用を受ける場合にあつては、当該保険料率から、当該保険料率に同条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じ、それぞれ当該各号アに定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。）を控除して得た額）から、当該保険料率に10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。）を控除して得た額とする。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条第

2号」とあるのは「第24条第2号」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第40条 当該年度において、その世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額（第36条又は前条の規定の適用を受ける場合にあつては、これらの規定による減額後の額）から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が政令第29条の7第2項第9号に規定する額を超える場合にあつては、同号に規定する額）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2各号に掲げる場合にあつては、出産の日。次条第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合にあつては、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率（第36条の規定の適用を受ける場合にあつては、当該保険料率から、当該保険料率に同条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じ、それぞれ当該各号アに定める割合を乗じて得た額を控除して得た額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第36条第2項の規定は、前項各号に掲げる額の算定について準用する。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第20条」と、「第29条の7第2項第9号」とあるのは「第29条の7第3項第8号」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「をいう」とあるのは「をいい、介護納付金賦課被保険者である者に限る」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第27条」と、「第36条又は前条」とあるのは「第36条」と、「これらの規

定」とあるのは「同条の規定」と、「第29条の7第2項第9号」とあるのは「第29条の7第4項第8号」と読み替えるものとする。

(出産被保険者に関する届出)

第41条 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

(保険料の額及び納期等の通知)

第42条 市長は、保険料の額を決定し、若しくは変更したとき又は納期若しくは各納期に徴収する保険料の額を別に定めたときは、速やかに保険料の額、納期及び各納期に徴収する保険料の額を世帯主に通知しなければならない。

(納期前の納付)

第43条 世帯主は、到来した納期に係る保険料を納付しようとする場合において、当該納期の後の納期に係る保険料を併せて納付することができる。

(延滞金)

第44条 世帯主は、納期限後に保険料を納付する場合において、当該保険料の額が2,000円以上であるときは、当該保険料の額に、当該納期限の翌日から納付の日ま

での期間に応じ、当該保険料の額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額（100円未満の端数があるときはその端数金額を、その全額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。）を加算して納付しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 市長は、世帯主が納期限までに保険料を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めるときその他特別の事由により必要があると認めるときは、第1項の延滞金額を減免することができる。

（保険料の減免又は徴収猶予）

第45条 市長は、世帯主が次の各号のいずれかに該当することにより保険料の全額負担に耐えることが困難であると認めるとき又は保険料を一時に納付することが困難であると認めるときは、その申請によって保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(1) その資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれらに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。

(2) その事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。

(3) その事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。

(4) 前3号に掲げる理由に類する理由があったとき。

（所得に関する申告）

第46条 保険料の納付義務者は、市長が定める日までに、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

（施行の細則）

第47条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(過料)

第48条 世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じないときは、10万円以下の過料に処する。

第49条 世帯主又は世帯主であった者が正当な理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定により当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第50条 偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金その他この条例に規定する徴収金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第51条 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。

#### 付 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 第6条の規定にかかわらず、令和5年4月1日前の出産に係る同条の規定の適用については、同条第1項中「48万8千円」とあるのは、「40万8千円」とする。

3 改正後の西宮市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第36条の規定の適用については、同条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、」と、「同法第313条第3項」と

あるのは「地方税法第313条第3項」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項」とあるのは「所得税法第57条第1項」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

5 第44条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

6 前項の規定にかかわらず、令和3年1月1日前の期間に対応する延滞金に係る同項の規定の適用については、同項中「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」とあるのは「特例基準割合（当該年の前年に）」と、「に規定する平均貸付割合をいう。）」とあるのは「の規定により告示された割合」と、「延滞金特例基準割合に」とあるのは「特例基準割合に」とする。

7 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。次項、付則第10項及び付則第11項において同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

8 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額をその間の就労日数で除して得た額（そ



- の額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する額(その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項の表に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する額(その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その額とする。
- 9 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
- 10 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が付則第8項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 11 前項に規定する者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額を、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 12 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。
- 13 付則第7項から前項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が規則で定める日までである場合に限り、適用するものとする。

(参考)

○提案理由

国民健康保険の令和6年度以後の保険料率を定めるほか、国民健康保険法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

西宮市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める  
条例制定の件

西宮市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例を  
次のように制定する。

令和 6 年 3 月 6 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定め  
る条例

西宮市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例  
(平成 24 年西宮市条例第 8 号) の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 97 条第 1 項から第 3 項までの介護老  
人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準については、この条例の定め  
るところによる。

(介護老人保健施設の基準)

第 2 条 介護保険法第 97 条第 1 項から第 3 項までの介護老人保健施設の人員、施設及び  
設備並びに運営に関する基準は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に  
関する基準(平成 11 年厚生省令第 40 号)に定める基準(当該基準の特例として定め  
られている基準がある場合には、その基準)をもって、その基準とする。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

省令の改正及び条例の規定方法の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うため。

西宮市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

西宮市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和6年3月6日提出

西宮市長 石井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

西宮市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年西宮市条例第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準については、この条例の定めるところによる。

（軽費老人ホームの基準）

第2条 社会福祉法第65条第1項の軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準）をもって、その基準とする。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

省令の改正及び条例の規定方法の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うため。

西宮市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例制定の件

西宮市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 6 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例

西宮市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年西宮市条例第 1 0 号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(参考 1)

○提案理由

介護保険法の改正に伴い、介護療養型医療施設が廃止されたため。

(参考 2)

## ○西宮市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（現行）

（平成 24 年 9 月 24 日）

（西宮市条例第 10 号）

目 次

第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 人員に関する基準（第 4 条）

第 3 章 設備に関する基準（第 5 条－第 7 条）

第 4 章 運営に関する基準（第 8 条－第 41 条）

第 5 章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第 1 節 この章の総則（第 42 条・第 43 条）

第 2 節 設備に関する基準（第 44 条－第 46 条）

第 3 節 運営に関する基準（第 47 条－第 55 条）

第 6 章 雑則（第 56 条）

付 則

第 1 章 総則

（趣旨）

**第 1 条** 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 条）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「旧介護保険法」という。）第 110 条第 1 項及び第 2 項の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準については、この条例の定めるところによる。

（定義）

**第 2 条** この条例における用語の意義は、旧介護保険法の例による。

（基本方針）

**第 3 条** 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立って指定介護療養施設サービスの提供に努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。



- 5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法（以下「法」という。）第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

## 第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

- 第4条** 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師及び薬剤師 それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上
- (2) 療養病床に係る病室によって構成される病棟（療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以下「療養病床に係る病棟」という。）に置くべき看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
- (4) 理学療法士及び作業療法士 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適当数
- (5) 栄養士又は管理栄養士 療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上
- (6) 介護支援専門員 1以上（療養病床に係る病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

- 2 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師 常勤換算方法で、1以上
- (2) 療養病床に係る病室に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 療養病床に係る病室に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
- (4) 介護支援専門員 1以上

- 3 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上
- (2) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員
  - ア 老人性認知症疾患療養病棟（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の2の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。）にあっては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
  - イ 老人性認知症疾患療養病棟（アの規定の適用を受けるものを除く。）にあっては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
- (4) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 1以上
- (5) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 1以上
- (6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数の合計数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上
- (7) 介護支援専門員 1以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に

限る。)に係る病室における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)

- 4 前3項の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 5 第1項から第3項までの常勤換算方法は、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第1項第6号及び第3項第7号の規定にかかわらず、療養病床(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数の合計数が100又はその端数を増すごとに1とする。
- 7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 8 第1項第6号、第3項第7号及び第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。
- 9 第3項第1号の医師のうち1人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当する医師としなければならない。
- 10 第3項第4号の作業療法士及び同項第5号の精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。

### 第3章 設備に関する基準

(構造設備)

**第5条** 指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。)

は、食堂及び浴室を有しなければならない。

- 2 前項の指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

- (1) 療養病床に係る一つの病室の病床数は、4床以下とすること。
- (2) 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
- (3) 患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、2.7メートル以上としなければならない。
- (4) 機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。
- (5) 談話室は、療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならない。
- (6) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならない。
- (7) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。

- 3 前2項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

**第6条** 指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。)は、食堂及び浴室を有しなければならない。

- 2 前項の指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

- (1) 療養病床に係る一つの病室の病床数は、4床以下とすること。

- (2) 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
  - (3) 患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、2.7メートル以上としなければならない。
  - (4) 機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。
  - (5) 談話室は、療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならない。
  - (6) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならない。
  - (7) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

**第7条** 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室を有しなければならない。

- 2 前項の指定介護療養型医療施設の病室、廊下、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。
- (1) 老人性認知症疾患療養病棟に係る一つの病室の病床数は、4床以下とすること。
  - (2) 老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
  - (3) 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分（事業の管理の事務に供される部分を除く。）の床面積は、入院患者1人につき18平方メートル以上とすること。
  - (4) 患者が使用する廊下であって、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、2.1メートル以上）としなければならない。
  - (5) 生活機能回復訓練室は、60平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えなければならない。
  - (6) デイルーム及び面会室の面積の合計は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者1人につき2平方メートル以上の面積を有しなければならない。
  - (7) 食堂は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならない。ただし、前号のデイルームを食堂として使用することができるものとする。
  - (8) 浴室は、入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものでなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

#### 第4章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

- 第8条** 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、患者又はその家族に対し、第28条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の患者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について患者の同意を得なければならない。
- 2 指定介護療養型医療施設は、患者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該患者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提

供することができる。この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて患者又はその家族の閲覧に供し、当該患者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、患者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と、患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護療養型医療施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該患者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護療養型医療施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護療養型医療施設は、当該患者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該患者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該患者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

**第9条** 指定介護療養型医療施設は、正当な理由なく指定介護療養施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

**第10条** 指定介護療養型医療施設は、患者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

**第11条** 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護療養施設サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

**第12条** 指定介護療養型医療施設は、入院の際に要介護認定を受けていない患者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、患者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入院患者が受けている

要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退院)

**第13条** 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、指定介護療養施設サービスを提供するものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、入院の申込みを行っている患者の数が入院患者の定員から入院患者の数を差し引いた数を超過している場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、指定介護療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる患者を優先的に入院させるよう努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定介護療養型医療施設の医師は、適時、療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要性がないと判断した場合には、患者に対し、退院を指示しなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、患者の退院に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退院後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第14条** 指定介護療養型医療施設は、入院に際しては入院の年月日並びに入院している介護保険施設の種類及び名称を、退院に際しては退院の年月日を、当該患者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

**第15条** 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービス（旧介護保険法第48条第4項の規定により施設介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）に該当する指定介護療養施設サービスを提供した際には、入院患者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護療養施設サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスを提供した際に入院患者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（旧介護保険法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（旧介護保険法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 市長の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

- (4) 市長の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (5) 理美容代
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に市長が定めるところによるものとする。
- 5 指定介護療養型医療施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又は家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

**第16条** 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければならない。

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

**第17条** 指定介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならない。

- 2 指定介護療養施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 7 指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

**第18条** 指定介護療養型医療施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入院患者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービ

ス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入院患者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入院患者が現に抱える問題点を明らかにし、入院患者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入院患者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入院患者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入院患者の希望、入院患者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入院患者の家族の希望を勘案して、入院患者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護療養施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護療養施設サービスの内容、指定介護療養施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入院患者又はその家族に対して説明し、文書により入院患者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入院患者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入院患者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入院患者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
  - (1) 定期的に入院患者に面接すること。
  - (2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
  - (1) 入院患者が要介護更新認定を受けた場合
  - (2) 入院患者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

（診療の方針）

**第19条** 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるほか、別に市長が定める基準によらなければならない。

- (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入院患者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。

- (3) 常に入院患者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、入院患者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らして妥当適切に行う。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、別に市長が定めるもののほか行ってはならない。
- (6) 別に市長が定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

（機能訓練）

**第20条** 指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

（栄養管理）

**第20条の2** 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

**第20条の3** 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

**第21条** 看護及び医学的管理の下における介護は、入院患者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入院患者を入浴させ、又は清しきししなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設は、おむつを使用せざるを得ない入院患者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定介護療養型医療施設は、じょくそうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 指定介護療養型医療施設は、前各項に定めるほか、入院患者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 7 指定介護療養型医療施設は、その入院患者に対して、入院患者の負担により、当該指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事の提供）

**第22条** 入院患者の食事は、栄養並びに入院患者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

- 2 入院患者の食事は、その者の自立の支援に配慮して、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

（その他のサービスの提供）

**第23条** 指定介護療養型医療施設は、適宜入院患者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

- 2 指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。



(患者に関する市町村への通知)

**第24条** 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを受けている入院患者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 指定介護療養施設サービスの利用の必要がなくなったと認められるにもかかわらず退院しないとき。
- (2) 正当な理由なしに指定介護療養施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (3) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の管理)

**第25条** 指定介護療養型医療施設を管理する医師は、医療法第12条第2項の規定による許可を受けた場合を除くほか、同時に他の病院、診療所を管理する者であってはならない。

2 指定介護療養型医療施設の管理者は、同時に他の介護保険施設、養護老人ホーム等の社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの施設が同一敷地内にあること等により、当該指定介護療養型医療施設の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(管理者の責務)

**第26条** 指定介護療養型医療施設の管理者は、当該指定介護療養型医療施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

**第27条** 計画担当介護支援専門員は、第18条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 入院の申込みを行っている患者の入院に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入院患者の退院に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (3) 第37条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- (4) 第39条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(運営規程)

**第28条** 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入院患者の定員
- (4) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

**第29条** 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、当該施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限

りでない。

- 3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

**第29条の2** 指定介護療養型医療施設は、感染症や非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（定員の遵守）

**第30条** 指定介護療養型医療施設は、入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

**第31条** 指定介護療養型医療施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（衛生管理等）

**第32条** 指定介護療養型医療施設は、入院患者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、別に市長が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（協力歯科医療機関）

**第33条** 指定介護療養型医療施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

**第34条** 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に、運営規程の概要及び従業者の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に関する重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

**第35条** 指定介護療養型医療施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入院患者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入院患者の同意を得ておかななければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

**第36条** 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退院患者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

**第37条** 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関し、旧介護保険法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入院患者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う旧介護保険法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護療養型医療施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

**第38条** 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

**第39条** 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置

を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入院患者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- （虐待の防止）

**第39条の2** 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（会計の区分）

**第40条** 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

**第41条** 指定介護療養型医療施設は、従業者、施設及び設備構造並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
  - (1) 施設サービス計画
  - (2) 第14条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 第17条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (4) 第24条の規定による市町村への通知に係る記録
  - (5) 第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録
  - (6) 第39条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

## **第5章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準**

### **第1節 この章の総則**

（この章の趣旨）

**第42条** 第3条並びに第3章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護療養型医療施設（施設の全部において少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室（当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運

営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

- 第43条** ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入院前の居宅における生活と入院後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。
- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

## 第2節 設備に関する基準

(構造設備)

- 第44条** ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
- 2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。
- (1) ユニット
- ア 病室
- (ア) 一つの病室の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一つのユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- (ウ) 一つの病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- (エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- イ 共同生活室
- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 一つの共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。
- ウ 洗面設備
- (ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- エ 便所
- (ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- (2) 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

- (3) 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。
- (4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 3 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 第2項第1号イの共同生活室は、医療法施行規則第21条第1項第2号に規定する食堂とみなす。
- 5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

**第45条** ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

- 2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

(1) ユニット

ア 病室

- (ア) 一つの病室の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一つのユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- (ウ) 一つの病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
- (エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 一つの共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

- (ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

- (ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

- (2) 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

- (3) 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
- (4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

- 3 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 第2項第1号イの共同生活室は、医療法施行規則第21条の4第1項に規定する食堂とみなす。

- 5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

**第46条** ユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット、生活機能回復訓練室及び浴室を有しなければならない。

2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、生活機能回復訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

(1) ユニット

ア 病室

(ア) 一つの病室の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一つのユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 一つの病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

(エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一つの共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

(ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

(ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(2) 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

(3) 生活機能回復訓練室 60平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。

(4) 浴室 入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとすること。

3 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前3項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

### 第3節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

**第47条** ユニット型指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護療養施設サービスを提供した際には、入院患者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスを提供した際に入院患者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の

額の支払を受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用（旧介護保険法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、食費の負担限度額）を限度とする。）
  - (2) 居住に要する費用（旧介護保険法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、居住費の負担限度額）を限度とする。）
  - (3) 市長の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (4) 市長の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (5) 理美容代
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に市長が定めるところによるものとする。

- 5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定介護療養施設サービスの取扱方針）

**第48条** 指定介護療養施設サービスは、入院患者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入院患者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入院患者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 指定介護療養施設サービスは、各ユニットにおいて入院患者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護療養施設サービスは、入院患者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 指定介護療養施設サービスは、入院患者の自立した生活を支援することを基本として、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たって、入院患者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。



(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 ユニット型指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

**第49条** 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入院患者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の日常生活における家事を、入院患者がその病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入院患者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、おむつを使用せざるを得ない入院患者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、じょくそうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前各項に規定するもののほか、入院患者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

**第50条** ユニット型指定介護療養型医療施設は、栄養並びに入院患者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入院患者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入院患者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

**第51条** ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入院患者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

**第52条** ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

- (3) 入院患者の定員
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入院患者の定員
- (5) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他施設の運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

**第53条** ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入院患者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

**第54条** ユニット型指定介護療養型医療施設は、ユニットごとの入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

**第55条** 第8条から第14条まで、第16条、第18条から第20条の3まで、第24条から第27条まで、第29条の2及び第31条から第41条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第8条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第27条中「第18条」とあるのは「第55条において準用する第18条」と、同条第3号及び第41条第2項第5号中「第37条第2項」とあるのは「第55条において準用する第37条第2項」と、第27条第4号及び第41条第2項第6号中「第39条第3項」とあるのは「第55条において準用する第39条第3項」と、同項第2号中「第14条第2項」とあるのは「第55条において準用する第14条第2項」と、同項第3号中「第17条第5項」とあるのは「第48条第7項」と、同項第4号中「第24条」とあるのは「第55条において準用する第24条」と読み替えるものとする。

## 第6章 雑則

(電磁的記録等)

**第56条** 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものう

ち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第11条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第14条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

#### 付 則

（施行期日）

**第1条** この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（この条例の失効）

**第2条** この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

**第3条** 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、当分の間、第4条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 医師 常勤換算方法で、1以上

(2) 療養病床に係る病室に置くべき看護職員及び介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上。ただし、そのうちの一つについては、看護職員とするものとする。

(3) 介護支援専門員 1以上

**第4条** 第4条第3項の指定介護療養型医療施設について、同項の規定を適用する場合においては、当分の間、同項第2号イ中「1以上」とあるのは、「1以上。ただし、そのうち、老人性認知症患者療養病棟入院患者数を4で除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から老人性認知症患者療養病棟入院患者数を5で除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。」と、同項第3号中「6」とあるのは、「8」とする。

**第5条** 専ら老人性認知症患者療養病棟における作業療法に従事する常勤の看護師（老人性認知症患者の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る。）を置いている指定介護療養型医療施設（老人性認知症患者療養病棟を有する病院であるものに限る。）について、第4条第3項第4号又は第10項の規定を適用する場合においては、当分の間、同号中「作業療法士」とあるのは「週に1日以上当該老人性認知症患者療養病棟において指定介護療養施設サービスに従事する作業療法士」と、同項中「第3項第4号の作業療法士及び同項第5号の精神保健福祉士」とあるのは「第3項第5号の精神保健福祉士」とする。

**第6条** 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。）であって、平成13年医療法施行規則等改正省令第7条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年厚生省令第3号）附則第4条の規定の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下について、第5条第2項第3号の規定を適用する場合においては、同号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。

**第7条** 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養

型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。）であって、平成13年医療法施行規則等改正省令第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第35号）附則第4条の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下について、第5条第2項第3号の規定を適用する場合には、同号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。

**第8条** 病床を転換して設けられた老人性認知症疾患療養病棟（以下「病床転換による老人性認知症疾患療養病棟」という。）に係る病室について、第7条第2項第1号の規定を適用する場合には、同号中「4床」とあるのは、「6床」とする。

**第9条** この条例の施行の際現に存する老人性認知症疾患療養病棟に係る病室のうち、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第40条の規定の適用を受けるものについて、第7条第2項第2号の規定を適用する場合には、当分の間、同号中「内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル」とあるのは、「入院患者1人につき6平方メートル」とする。

**第10条** 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下について、第7条第2項第4号の規定を適用する場合には、同号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、2.1メートル以上）」とあるのは「1.6メートル以上」とする。

**第11条** この条例の施行の際現に旧介護保険法第48条第1項第3号の規定に基づく指定を受けている介護療養型医療施設のうち、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号。以下「平成17年省令」という。）附則第8条第1項の規定の適用を受けるもの（この条例の施行の日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、指定介護療養型医療施設であつてユニット型指定介護療養型医療施設でないものとみなす。

**第12条** この条例の施行の際現に旧介護保険法第48条第1項第3号の規定に基づく指定を受けている介護療養型医療施設のうち、平成17年省令附則第7条第2項の規定の適用を受けるもの（この条例の施行の日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）について、第44条第2項第1号イ(イ)、第45条第2項第1号イ(イ)又は第46条第2項第1号イ(イ)の規定を適用する場合には、これらの規定中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

西宮市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件

西宮市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 6 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

西宮市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年西宮市条例第 11 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 88 条第 1 項及び第 2 項の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準並びに法第 86 条第 1 項の条例で定める数については、この条例の定めるところによる。

（指定介護老人福祉施設の基準）

第 2 条 法第 88 条第 1 項及び第 2 項の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準）をもって、その基準とする。

(入所定員)

第3条 法第86条第1項（法第86条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める数は、30とする。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

省令の改正及び条例の規定方法の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うため。

西宮市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件

西宮市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 6 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

西宮市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年西宮市条例第 12 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 44 条第 1 項及び第 2 項の指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準並びに法第 38 条第 3 項において読み替えて準用する法第 36 条第 3 項第 1 号の条例で定める者については、この条例の定めるところによる。

（指定障害者支援施設等の基準）

第 2 条 法第 44 条第 1 項及び第 2 項の指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指

定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準）をもって、その基準とする。

（申請者の資格）

第3条 法第38条第3項（法第39条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第34条の24の2第1項に定める者とする。

2 前項の規定は、法第41条第4項において読み替えて準用する法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者について準用する。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（参考）

○提案理由

省令の改正及び条例の規定方法の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うため。



西宮市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

西宮市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 6 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

西宮市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年西宮市条例第 13 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 84 条第 1 項の障害者支援施設の設備及び運営に関する基準については、この条例の定めるところによる。

（障害者支援施設の基準）

第 2 条 法第 84 条第 1 項の障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準）をもって、その基準とする。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(参考)

○提案理由

省令の改正及び条例の規定方法の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うため。

西宮市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

西宮市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 6 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

西宮市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年西宮市条例第 14 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 17 条第 1 項の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準については、この条例の定めるところによる。

（特別養護老人ホームの基準）

第 2 条 老人福祉法第 17 条第 1 項の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準）をもって、その基準とする。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(参考)

○提案理由

省令の改正及び条例の規定方法の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うため。

西宮市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

西宮市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和6年3月6日提出

西宮市長 石井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

西宮市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年西宮市条例第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項の養護老人ホームの設備及び運営に関する基準については、この条例の定めるところによる。

（養護老人ホームの基準）

第2条 老人福祉法第17条第1項の養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準）をもって、その基準とする。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

省令の改正及び条例の規定方法の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うため。

西宮市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定の件

西宮市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 6 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

西宮市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年西宮市条例第 16 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 54 条第 1 項第 2 号の条例で定める基準、共生型介護予防サービスの事業に係る法第 115 条の 2 の 2 第 1 項各号の人員、設備及び運営に関する基準並びに共生型介護予防サービスに係る同項の介護予防のための効果的な支援の方法に関

する基準並びに指定介護予防サービスの事業に係る法第115条の4第1項及び第2項の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービスに係る同項の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに法第115条の2第2項第1号の条例で定める者については、この条例の定めるところによる。

(指定介護予防サービスの事業等の基準)

第2条 基準該当介護予防サービスの事業に係る法第54条第1項第2号の条例で定める基準、共生型介護予防サービスの事業に係る法第115条の2の2第1項各号の人員、設備及び運営に関する基準並びに共生型介護予防サービスに係る同項の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定介護予防サービスの事業に係る法第115条の4第1項及び第2項の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービスに係る同項の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準）をもって、その基準とする。

2 前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第179条	若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）	、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）若しくは第260条第3項の指定第1号通所事業を行う事業所
-------	---	--

(申請者の資格)

第3条 法第115条の2第2項第1号（法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の17の2に定めるところによる。



付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

省令の改正及び条例の規定方法の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うため。

西宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める  
条例制定の件

西宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を  
次のように制定する。

令和6年3月6日提出

西宮市長 石井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定め  
る条例

西宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
(平成24年西宮市条例第17号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法(平成9年法律第123号。以下  
「法」という。)第42条第1項第2号の条例で定める基準、共生型居宅サービスの事  
業に係る法第72条の2第1項各号の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定居宅  
サービスの事業に係る法第74条第1項及び第2項の人員、設備及び運営に関する基準  
並びに法第70条第2項第1号の条例で定める者については、この条例の定めるところ  
による。

(指定居宅サービスの事業等の基準)

第2条 基準該当居宅サービスの事業に係る法第42条第1項第2号の条例で定める基準、

共生型居宅サービスの事業に係る法第72条の2第1項各号の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定居宅サービスの事業に係る法第74条第1項及び第2項の人員、設備及び運営に関する基準は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準）をもって、その基準とする。

（申請者の資格）

第3条 法第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第126条の4の2に定めるところによる。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（参考）

○提案理由

省令の改正及び条例の規定方法の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うため。

西宮市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定の件

西宮市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

令和6年3月6日提出

西宮市長 石井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

西宮市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年西宮市条例第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の14第1項及び第2項の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る同項の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに法第115条の12第2項第1号の条例で定

める者については、この条例の定めるところによる。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業等の基準)

第2条 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る法第115条の14第1項及び第2項の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る同項の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準）をもって、その基準とする。

2 前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第39条第1項（第64条及び第85条において準用する場合を含む。）	又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員	若しくは当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員又は市長が定める者
-----------------------------------	---	--

(申請者の資格)

第3条 法第115条の12第2項第1号（法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の27の2に定める者とする。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

省令の改正及び条例の規定方法の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うため。

西宮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件

西宮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 6 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

西宮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年西宮市条例第 19 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 共生型地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 78 条の 2 の 2 第 1 項各号の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業に係る法第 78 条の 4 第 1 項及び第 2 項の人員、設備及び運営に関する基準、法第 78 条の 2 第 1 項の条例で定める数並びに同条第 4 項第 1 号の条例で定める者については、この条例の定めるところによる。

（指定地域密着型サービスの事業等の基準）

第 2 条 共生型地域密着型サービスの事業に係る法第 78 条の 2 の 2 第 1 項各号の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業に係る法第 78 条の 4

第1項及び第2項の人員、設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準）をもって、その基準とする。

2 前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条の37第1項	又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員	若しくは当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員又は市長が定める者
第34条第1項（第37条の3、第40条の16、第61条、第88条、第108条、第129条、第157条、第169条及び第182条において準用する場合を含む。）	又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員	若しくは当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員又は市長が定める者

（入所定員）

第3条 法第78条の2第1項（法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める数は、29とする。

（申請者の資格）

第4条 法第78条の2第4項第1号（法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の10の2に定める者とする。

付 則



この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

省令の改正及び条例の規定方法の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うため。

西宮市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件

西宮市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

令和6年3月6日提出

西宮市長 石井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

西宮市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年西宮市条例第20号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 基準該当障害福祉サービスの事業に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イの条例で定める基準、共生型障害福祉サービスの事業に係る法第41条の2第1項各号の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定障害福祉サービスの事業に係る法第43条第1項及び第2項の人員、設備及び運営に関する基準並びに法第36条第3項第1号の条例で定める者については、この条例の定めるところによる。

（指定障害福祉サービスの事業等の基準）

第2条 基準該当障害福祉サービスの事業に係る法第30条第1項第2号イの条例で定め

る基準、共生型障害福祉サービスの事業に係る法第41条の2第1項各号の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定障害福祉サービスの事業に係る法第43条第1項及び第2項の人員、設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準）をもって、その基準とする。

（申請者の資格）

第3条 法第36条第3項第1号（法第37条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の条例で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第34条の21第1項に定めるところによる。

2 前項の規定は、法第41条第4項において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者について準用する。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

省令の改正及び条例の規定方法の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うため。

西宮市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の  
件

西宮市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 6 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

西宮市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年西宮市条例第 21 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 80 条第 1 項の障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準については、この条例の定めるところによる。

（障害福祉サービス事業の基準）

第 2 条 障害福祉サービス事業に係る法第 80 条第 1 項の設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準）をもって、その基準とする。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

省令の改正及び条例の規定方法の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うため。

西宮市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例  
制定の件

西宮市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を次のよ  
うに制定する。

令和 6 年 3 月 6 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

西宮市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成  
26 年西宮市条例第 60 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 基準該当居宅介護支援の事業に係る介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下  
「法」という。）第 47 条第 1 項第 1 号の条例で定める基準並びに指定居宅介護支援の  
事業に係る法第 81 条第 1 項及び第 2 項の人員及び運営に関する基準並びに法第 79 条  
第 2 項第 1 号の条例で定める者については、この条例の定めるところによる。

（指定居宅介護支援の事業等の基準）

第 2 条 基準該当居宅介護支援の事業に係る法第 47 条第 1 項第 1 号の条例で定める基準  
並びに指定居宅介護支援の事業に係る法第 81 条第 1 項及び第 2 項の人員及び運営に関  
する基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生  
省令第 38 号）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合に

は、その基準)をもって、その基準とする。

(申請者の資格)

第3条 法第79条第2項第1号(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第132条の3の2に定める者とする。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

省令の改正及び条例の規定方法の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うため。



西宮市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定の件

西宮市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 6 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

西宮市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 6 年西宮市条例第 6 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 基準該当介護予防支援の事業に係る介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 5 9 条第 1 項第 1 号の条例で定める基準並びに指定介護予防支援の事業に係る法第 1 1 5 条の 2 4 第 1 項及び第 2 項の人員及び運営に関する基準並びに指定介護予防支援に係る同項の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに法第 1 1 5 条の 2 2 第 2 項第 1 号の条例で定める者については、この条例の定めるところによる。

(指定介護予防支援の事業等の基準)

第2条 基準該当介護予防支援の事業に係る法第59条第1項第1号の条例で定める基準並びに指定介護予防支援の事業に係る法第115条の24第1項及び第2項の人員及び運営に関する基準並びに指定介護予防支援に係る同項の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準）をもって、その基準とする。

(申請者の資格)

第3条 法第115条の22第2項第1号（法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の34の2に定める者とする。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

省令の改正及び条例の規定方法の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うため。

西宮市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例  
制定の件

西宮市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例を次のよ  
うに制定する。

令和 6 年 3 月 6 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

西宮市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成  
2 9 年西宮市条例第 6 9 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 1 条第 1 項から第 3 項までの介護  
医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準については、この条例の定めると  
ころによる。

（介護医療院の基準）

第 2 条 介護保険法第 1 1 1 条第 1 項から第 3 項までの介護医療院の人員、施設及び設備  
並びに運営に関する基準は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準  
（平成 3 0 年厚生労働省令第 5 号）に定める基準（当該基準の特例として定められてい  
る基準がある場合には、その基準）をもって、その基準とする。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

省令の改正及び条例の規定方法の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うため。

西宮市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件

西宮市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

令和6年3月6日提出

西宮市長 石井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

西宮市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年西宮市条例第41号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 基準該当通所支援の事業に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準、共生型障害児通所支援の事業に係る法第21条の5の17第1項各号の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定通所支援の事業に係る法第21条の5の19第1項及び第2項の人員、設備及び運営に関する基準並びに法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者については、この条例の定めるところによる。

（指定通所支援の事業等の基準）

第2条 基準該当通所支援の事業に係る法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める

基準、共生型障害児通所支援の事業に係る法第21条の5の17第1項各号の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定通所支援の事業に係る法第21条の5の19第1項及び第2項の人員、設備及び運営に関する基準は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準）をもって、その基準とする。

（申請者の資格）

第3条 法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の20第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の条例で定める者は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第18条の34第1項に定めるところによる。

2 前項の規定は、法第21条の5の16第4項において準用する法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者について準用する。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（参考）

○提案理由

省令の改正及び条例の規定方法の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うため。

西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 6 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年西宮市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「指導」の次に「又は支援」を加える。

第 30 条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第 33 条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援センター」に改める。

第 36 条第 2 項中「満 3 歳以上」の次に「満 4 歳に満たない幼児おおむね 15 人につき 1 人以上、満 4 歳以上」を加える。

付 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の

間、改正後の第36条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第36条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(参考1)

○提案理由

省令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

### ○西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（現行抄）

（最低基準の目的）

**第3条** 最低基準は、市長の監督に属する児童福祉施設に入所している者が明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

（自立支援計画の策定）

**第30条** 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（関係機関との連携）

**第33条** 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

（職員）

**第36条**

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね20人につき1人以上とする。ただし、一つの保育所につき2人を下ることはできない。



西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月6日提出

西宮市長 石井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年西宮市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「の児童」を「満4歳に満たない児童」に改め、「限る」の次に「。次号において同じ」を加え、「20人」を「15人」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 満4歳以上の児童 おおむね20人につき1人

第48条第2項第3号中「の児童」を「満4歳に満たない児童」に改め、「限る」の次

に「。次号において同じ」を加え、「20人」を「15人」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 満4歳以上の児童 おおむね20人につき1人

#### 付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 保育士又は保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(参考1)

○提案理由

省令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

### ○西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（現行抄）

（職員）

#### 第30条

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号又は特区法第12条の4第1項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

（職員）

#### 第32条

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は、保育士とする。

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人

- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人  
(職員)

**第45条**

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一つの保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。

- (3) 満3歳以上の児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。） おおむね20人につき1人  
(職員)

**第48条**

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は、保育士とする。

- (3) 満3歳以上の児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。） おおむね20人につき1人

西宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月6日提出

西宮市長 石井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

西宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年西宮市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項の表中「30人」を「25人」に、「20人」を「15人」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第8条第3項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第8条第3項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(参考 1)

○提案理由

府令・省令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

○西宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、  
設備及び運営に関する基準を定める条例（現行抄）

（職員の数等）

第 8 条

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満 3 歳未満の園児についてはその保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数を合計した数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時 2 人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
満 4 歳以上の園児	おおむね 30 人につき 1 人（学級数を下回る場合にあつては、当該学級数に相当する員数）
満 3 歳以上満 4 歳未満の園児	おおむね 20 人につき 1 人（学級数を下回る場合にあつては、当該学級数に相当する員数）

（該当部分のみ抜粋）

西宮市認定こども園の認定等の要件を定める条例の一部を改正する条例制定の  
件

西宮市認定こども園の認定等の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 6 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市認定こども園の認定等の要件を定める条例の一部を改正する条例

西宮市認定こども園の認定等の要件を定める条例（平成 30 年西宮市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項の表中「30 人」を「25 人」に、「20 人」を「15 人」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第 5 条第 3 項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第 5 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(参考 1)

○提案理由

基準の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

○西宮市認定こども園の認定等の要件を定める条例（現行抄）

（職員の配置）

第 5 条

3 認定こども園に置くべき子どもの教育及び保育（満 3 歳未満の子どもについてはその保育）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数を合計した数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時 2 人を下回ってはならない。

子どもの区分	員数
満 4 歳以上の子ども	おおむね 30 人につき 1 人（学級数を下回る場合にあっては、当該学級数に相当する員数）
満 3 歳以上満 4 歳未満の子ども	おおむね 20 人につき 1 人（学級数を下回る場合にあっては、当該学級数に相当する員数）

（該当部分のみ抜粋）

西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 6 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例

西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
(平成 26 年西宮市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 23 条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示すると  
ともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを  
目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該  
当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなれば」に改める。

第 36 条第 3 項中「第 6 条第 2 項中」の次に「認定こども園又は幼稚園」とあるのは  
「特別利用教育を提供している施設」と、」を加える。

第 53 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方  
法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的  
記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。



## 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 3 条の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

### (参考 1)

#### ○提案理由

府令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

### (参考 2)

## ○西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例（現行抄）

（揭示）

**第23条** 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（特別利用教育の基準）

### 第36条

3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、第 5 条、第 6 条（第 3 項を除く。）、第 7 条第 1 項及び第 8 条から第 3 4 条までの規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「法第 1 9 条第 1 号」とあるのは「法第 1 9 条第 2 号」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」とあるのは「同条第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、第 1 3 条第 2 項中「法第 2 7 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 2 8 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（電磁的記録等）

### 第53条

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、次に掲げるもの（以下この条において「電磁的

方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

工事請負契約締結の件

下記のとおり契約を締結する。

令和6年3月6日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

1 契約の目的	青葉台緑地急傾斜地崩壊対策工事
2 契約金額	金432,955,930円
3 契約の相手方	西宮市鳴尾町1丁目7番8号 日光・八紘 特定建設工事共同企業体

(参考)

- (1) 工期 令和8年3月31日
- (2) 工事場所 西宮市青葉台2丁目
- (3) 工事概要 斜面对策工事  $A = 5,016 \text{ m}^2$   
 砂防土工 一式  
 法面工 一式  
 ネット敷設工  $A = 5,016 \text{ m}^2$   
 鋼材挿入工 (2.0m以下)  $N = 695$ 本  
 鋼材挿入工 (2.0m超3.0m以下)  $N = 1,702$ 本 外  
 仮設工 一式

入札結果表

令和6年1月30日 開札、同日 一般競争入札により決定		
名 称 青葉台緑地急傾斜地崩壊対策工事		
予 定 価 格 金468,042千円 (入札書比較価格 金425,493千円)		
最低制限価格 金429,033千円 (最低制限比較価格 金390,030千円)		
入 札 者	入札価格 (単位:千円)	備 考
日光・八紘 特定建設工事共同企業体	393,596	落 札
廣川・トーホー 特定建設工事共同企業体	427,500	

契約業者経歴表

(単位：千円)

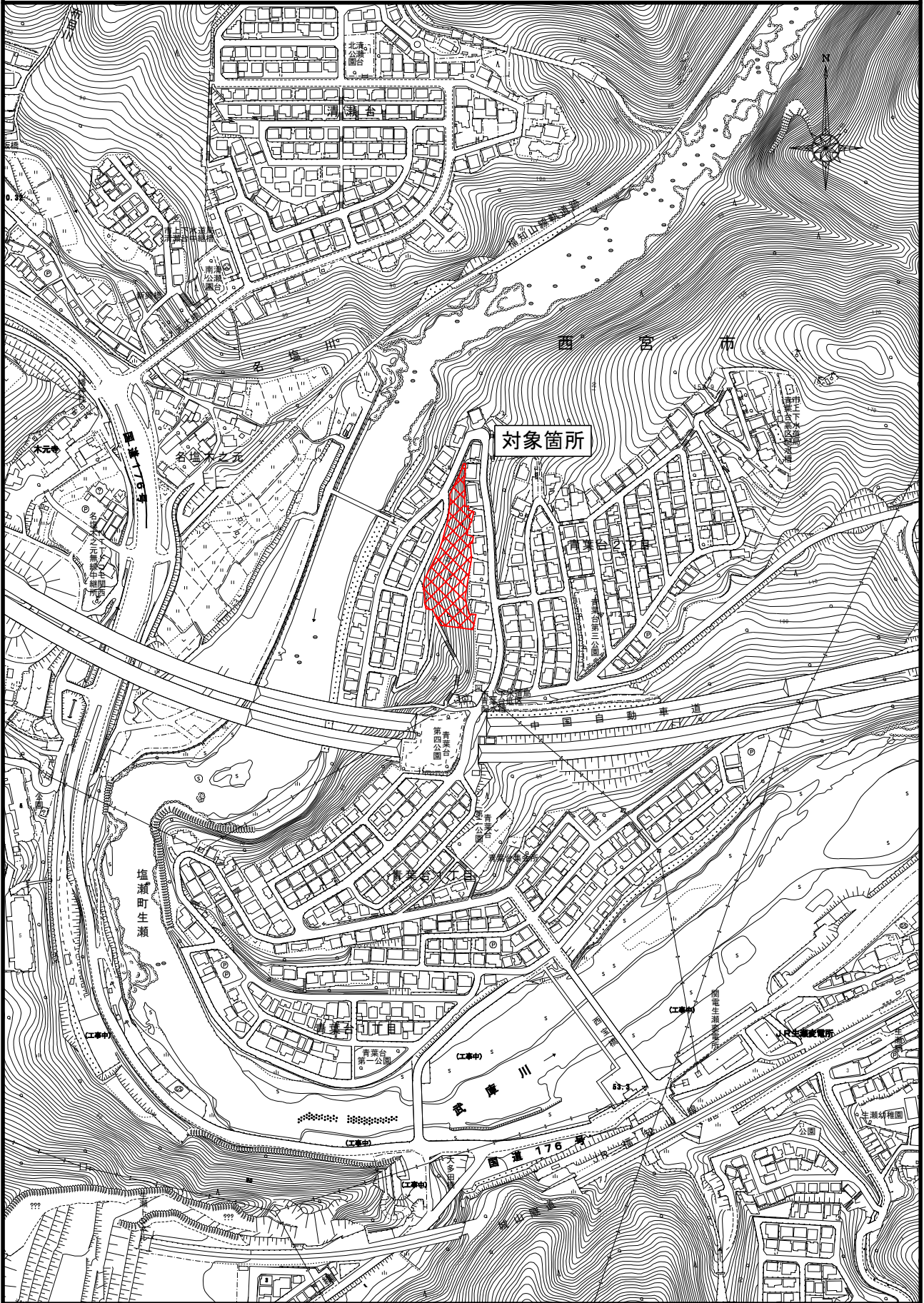
1 業 者 名	日光建設工業 株式会社		
2 資 本 金	45,000		
3 最近1年間の 完成工事高	土木一式工事	334,082	
	その他工事	67,906	
	計	401,988	
4 本市以外の 主要工事	六軒町外配水管布設替工事	214,720	
	(主) 尼崎池田線 舗装修繕工事(その1)	60,060	
	奥池(1)Ⅱ地区 急傾斜地崩壊対策工事	176,990	
	兵庫東流域下水汚泥広域処理場 防潮堤整備工事その8	81,400	
	尼崎西宮芦屋港海岸 鳴尾浜地区東護岸改修工事(その5)	119,680	
5 最近3年間の 本市に対する 主要工事	該当なし		
6 現在施 工中の 工事	本市に対 する分	段上小学校大規模改修他工事(JV工事比率30%)	1,306,800
		し尿圧送管撤去(今津出在家町外)工事	38,500
		瓦木小学校長寿命化改修他工事(JV工事比率30%)	1,430,000
		市営城ヶ堀町住宅整備工事(JV工事比率30%)	1,212,200
	本市以外 に対する 分	緊急予防強 4緊Y(緊)第1号	88,638
		仁川町3丁目外配水管布設替工事	198,572

(単位：千円)

1	業 者 名	八紘建設 株式会社	
2	資 本 金		30,000
3	最近1年間の 完成工事高	土木一式工事	182,678
		その他工事	144,171
		計	326,849
4	本市以外の 主要工事	池開町雨水渠（鳴802）改築工事	39,160
		阪神地域（潮芦屋地区）マリーナ護岸改修工事（その1）	47,044
		樋ノ口土地区画整理事業に係る土木工事（その1）	26,914
		阪神地域（潮芦屋地区）マリーナ護岸改修工事（その3）	82,232
		尼崎西宮芦屋港海岸 護岸補修工事（その2）	63,471
5	最近3年間の 本市に対する 主要工事	鳴尾今津線道路改良（上鳴尾町外）工事	60,500
		小曾根線電線共同溝（甲子園一番町）工事	51,700
6	現在施 工中の 工事	鳴尾今津線道路改良（上鳴尾町外）工事	100,364
	本市以外 に対する 分	樋ノ口土地区画整理事業に係る土木工事（その2）	20,779
		樋ノ口土地区画整理事業に係る土木工事（その3）	9,410
樋ノ口土地区画整理事業に係る土木工事（その4）		35,539	

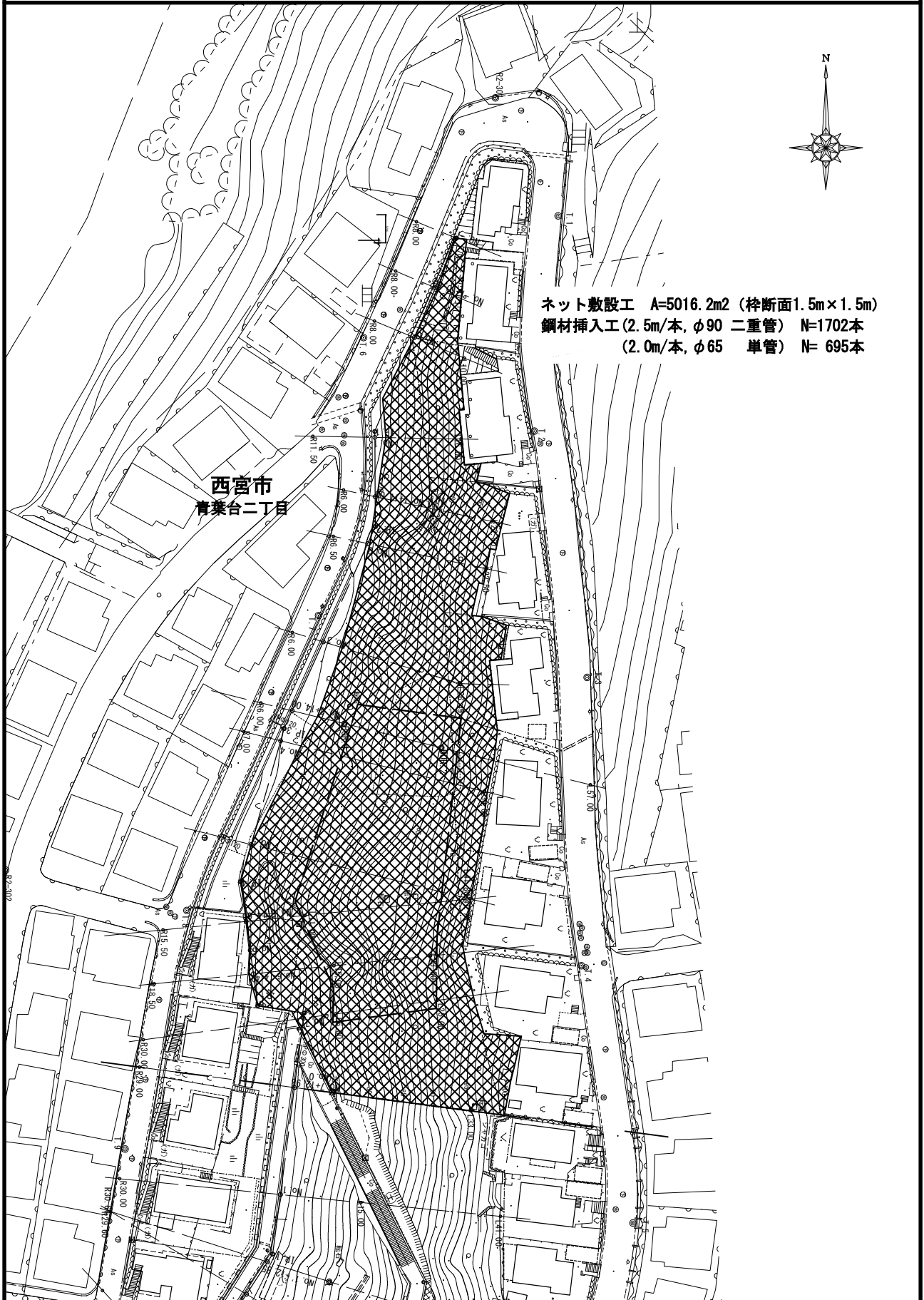
青葉台緑地急傾斜地崩壊対策工事

付近見取図



青葉台緑地急傾斜地崩壊対策工事

配置図







## 工事請負契約変更の件

令和5年3月22日議決を得た工事請負契約変更の件中、契約金額を下記のとおり変更する。

令和6年3月6日提出

西宮市長 石井 登志郎

## 記

議決番号	変更事項
議決第725号	契約金額「金3,259,223,000円」を「金3,296,095,000円」に変更する。

## (参考)

- 1 変更理由 杭の施工方法等の変更により工事費が増額となるため。
- 2 原契約の目的 瓦木中学校校舎改築他工事
- 3 契約の相手方 西宮市池田町12番20号  
新井組・安武建設 特定建設工事共同企業体
- 4 工期 令和4年7月8日から令和8年1月30日まで

## 工事請負契約変更の件

令和5年7月5日議決を得た工事請負契約締結の件中、契約金額を下記のとおり変更する。

令和6年3月6日提出

西宮市長 石井 登志郎

## 記

議決番号	変更事項
議決第21号	契約金額「金1,304,600,000円」を「金1,338,975,000円」に変更する。

## (参考)

- 1 変更理由 「令和5年3月適用の公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置」適用により、労務・資材等単価を変更するとともに、各室の使用用途の変更による仕様の変更を行った結果、増額変更をするものである。
- 2 原契約の目的 甲武中学校長寿命化改修他工事
- 3 契約の相手方 西宮市東町1丁目10番27号  
三日月建設・国松工務店 特定建設工事共同企業体
- 4 工期 令和5年7月6日から令和8年1月30日まで